令和７年度

多摩市の財政状況

決算の概要

※この冊子は、令和７年度多摩市の財政白書（令和９年３月発行予定）の「第３部 決算状況の推移と他市との比較」を令和８年９月定例市議会にあわせて、発行したものです。

目次

はじめに 4

1　決算の概要 5

2　歳入 6

2.1 歳入の状況 6

2.1.1 前年度からの増減 6

2.1.2 歳入構成の推移 7

2.1.3 歳入構成の他市との比較 8

2.2 地方消費税交付金と社会保障施策に要する経費 9

2.3 未収金の状況 10

2.4 市税 12

2.4.1 市税の推移 12

2.4.2 都市計画税の収入額と充当事業 13

2.4.3 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道 14

〔コラム〕ふるさとＴＡＭＡ応援寄附金について 15

3　歳出 18

3.1 目的別経費の状況 18

3.1.1 目的別経費の増減等 18

3.1.2 目的別経費の推移 19

3.1.3 主な目的別経費の推移 20

3.2 性質別経費の状況 21

3.2.1 性質別経費の増減等 21

3.2.2 性質別経費の推移 22

3.2.3 義務的経費の内訳の推移 22

3.2.4 性質別構成の他市との比較 23

3.2.5 性質別構成の他市との比較　その２ 23

3.3 性質別経費の分析：人件費 24

3.3.1 人件費と決算総額に占める割合の推移 24

3.3.2 多摩市の職員数の推移 24

3.3.3 26 市における市民１人当たりの人件費と決算総額に占める割合 25

3.3.4 26 市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数 25

3.3.5 26 市におけるラスパイレス指数 26

3.4 性質別経費の分析：扶助費 27

3.4.1 扶助費と決算総額に占める割合の推移 27

3.4.2 扶助費の内訳の推移 28

3.4.3 26 市における市民１人当たりの扶助費と決算総額に占める割合 29

3.4.4 市税と扶助費の変動状況：20 年前を 100 とした場合の指数の推移 29

3.5 性質別経費の分析：公債費 30

3.5.1 公債費と決算総額に占める割合の推移 30

3.5.2 26 市における市民１人当たりの公債費と決算総額に占める割合 30

3.6 性質別経費の分析：物件費 31

3.6.1 物件費と決算総額に占める割合の推移 31

3.6.2 26 市における市民１人当たりの物件費と決算総額に占める割合 31

3.7 性質別経費の分析：補助費等 32
3.7.1 補助費等と決算総額に占める割合の推移 32
3.7.2 26 市における市民１人当たりの補助費等と決算総額に占める割合 32
3.7.3 補助費等の内訳 33
3.8 性質別経費の分析：繰出金 34
3.8.1 繰出金と決算総額に占める割合の推移 34
3.8.2 26 市における市民１人当たりの繰出金と決算総額に占める割合 35

4 基金・地方債・債務負担行為 36
4.1 基金の状況 36
4.1.1 基金の積立と取りくずし状況の推移 36
4.1.2 基金の内訳と推移 37
〔コラム〕決算剰余金と財政調整基金 37
4.1.3 26 市における市民１人当たりの基金残高 38
4.1.4 26 市における市民１人当たりの基金増減額と決算総額に占める割合 38
4.2 地方債・債務負担行為の状況 39
4.2.1 地方債残高と地方債発行額の推移 39
〔コラム〕世代間の公平負担 39
4.2.2 債務負担行為の推移 41
4.2.3 市民１人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移 42
4.2.4 26 市における市民１人当たりの貯金と借金・分割払い 42

5 財政指標 43
5.1 財政力指数 43
5.1.1 財政力指数の推移 43
5.1.2 26 市の財政力指数 44
5.2 公債費負担比率 45
5.2.1 公債費負担比率の推移 45
5.2.2 26 市の公債費負担比率 45
5.3 経常収支比率 46
5.3.1 経常収支比率の推移 46
5.3.2 26 市の経常収支比率 47
5.3.3 26 市の経常収支比率・財政力指数の関係 47
〔コラム〕経常収支比率について 48
5.4 健全化判断比率等 49
5.4.1 健全化判断比率 49
5.4.2 資金不足比率 49
5.4.3 健全化判断比率等の概要について 50
〔コラム〕実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると… 52
（参考）決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について 53

はじめに

「多摩市は財政力が高いって言うけれど本当なの？」「行政は財政が厳しいと言うけれどなぜ厳しいの？」そんな疑問をお持ちではありませんか？この冊子では、市に入ってくる収入（歳入）の状況や収入をどのようなことに使っているのか（歳出）、また、歳入と歳出のバランス、財政の状況を計る各種指標、他市との比較を通してグラフや表を用いて令和7年度決算から見る多摩市の財政状況をできる限り分かりやすく説明してみました。

多摩市は市制施行50年を経過し、多摩ニュータウンの開発とともに発展してきました。昭和46年の第一次入居以来、人口の急激な増加による市税収入の伸びを活用し、市民サービスの充実や都市基盤の整備、公共施設の建設等を行ってきました。現在は、目指すまちづくりを進める上で第六次多摩市総合計画で定めた将来都市像「つながり　支え　認め合い　いきいきと　かがやけるまち　多摩」を掲げ取り組んでおり、令和8年度にはその計画の改定を行います。

近年、多摩市のまちづくりは大きな転換期に入り、新たな財政需要が見込まれます。ニュータウン再生の取り組みや公共施設、インフラ設備の更新・改修等による大きな財政負担や、人件費や少子高齢化による扶助費等の義務的経費の上昇のほか、依然として続く物価高騰等による物件費や補助費等の増加が見込まれるため、財政状況が厳しくなることが予想されます。 令和7年度においても市民生活に極力影響が及ばない様に配慮すると共に、様々な取組について創意工夫を行いながら前に進めてきました。

今後も市民の生命、健康、生活を守ることを最優先としながらも、変化の激しい社会に柔軟に対応しながら、まちの活性化と持続化を目指す多摩市の令和7年度の財政状況をご紹介します。

数値は「普通会計」によるものです

〇一般会計とは

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計であり、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。

一方、「特定の事業を行う場合」や「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務づけられているもののほか、条例によって特別会計を設置することができます。

〇普通会計とは

地方財政統計上で統一的に用いる会計区分です。一般会計・特別会計の区分などは地方公共団体により異なっていますが、普通会計を用いれば同じ条件での比較ができます。普通会計は、総務省のルールに従って処理を行うため、一般会計と普通会計の決算額に差分が生じる場合があります。

〇構成

経年変化は、過去からの流れをグラフで、具体的な数値は近年7年分を表で示しています。他市との比較は令和8年7月下旬時点の数値を用いています。

〇グラフに記載の「市民１人当たりの…」の数値について

特に注釈のない場合、各グラフの数値は、令和8年3月31日現在の人口（148,376人）を、他市との比較のグラフの数値は令和8年1月1日現在の人口（148,248人）を基に算出しています。

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行されたことにより、平成24年度以降の人口には、外国人登録とされてきた人口を含んでいます。

1　決算の概要

歳入決算額　709億8,112万1千円

前年度比　＋51.9億円（＋7.9%）

歳出決算額　687億8,267万円

前年度比　＋51.8億円（＋8.1%）

市税収入額　313億8,143万8千円

前年度比　+9.9億円（+3.2%）

基金残高　203億3,715万1千円

前年度比　+7.0億円（+3.5%）

地方債残高　122億881万2千円

前年度比　▲7.7億円（▲5.9%）

経常収支比率　92.1%

前年度から1.7ポイント増加

2　歳入

2.1　歳入の状況

歳入総額は709億8,112万1千円となり、前年度より51億8,805万2千円（7.9％）増加しました。
繰越金が約4.6億円、地方譲与税等が約2.2億円、減少したものの、国庫支出金が約15.1億円、都支出金が約14.0億円、繰入金が約12.2億円増加したためです。

2.1.1　前年度からの増減

単位：千円

科目	R6	R7	増減額	増減率（％）
市税	30,394,340	31,381,438	987,098	3.2
地方譲与税等＊1	6,681,682	6,463,111	▲ 218,571	▲ 3.3
国庫支出金	12,761,314	14,268,628	1,507,314	11.8
都支出金	9,934,306	11,333,245	1,398,939	14.1
繰入金	809,303	2,028,752	1,219,449	150.7
繰越金	2,652,868	2,189,747	▲ 463,121	▲ 17.5
地方債	544,000	1,030,900	486,900	89.5
その他＊2	2,015,256	2,285,300	270,044	13.4
合計	65,793,069	70,981,121	5,188,052	7.9

＊1 地方譲与税等の内訳：（地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ｺﾞﾙﾌ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、法人事業税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金）
＊2その他の内訳：（分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入）

市税については、「2.4　市税」で、税目ごとに説明します。

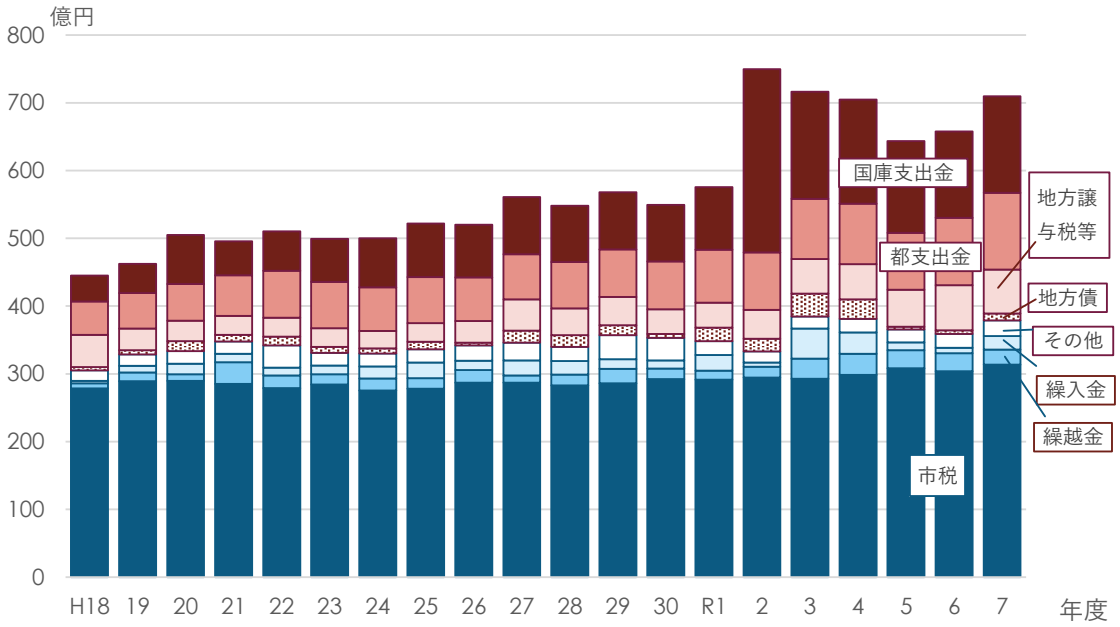
科　目	増　減　理　由
地方譲与税等	約2.2億円、3.3％の減少となりました。物価高などで消費支出が膨らんだことにより地方消費税交付金等が約3.0億円増加したものの、定額減税に係る個人住民税の減収補填分として令和6年度に増加した地方特例交付金が約6.8億円減少したことなどが要因です。
国庫支出金	約15.1億円、11.8％の増加となりました。物価高騰対応に係る支出金が約9.5億円の増や所得制限撤廃の通年化に伴う児童手当負担金が約6.3億円増加したことなどが要因です。
都支出金	約14.0億円、14.1％の増加となりました。公立小中学校の学習用端末の更新に要する経費への補助金が約3.2億円、令和７年９月から保育料の第一子無償化が開始したことなどにより保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金が約2.3億円増加したことなどが要因です。
繰入金	約12.2億円、150.7％の増加となりました。財政調整基金の取りくずし額が約12.5億円増加したことが主な要因です。
繰越金	約4.6億円、17.5％の減少となりました。令和6年度からの繰越金の減少により決算剰余金が約1.4億円減少したことが主な要因です。
地方債	約4.9億円、89.5％の増加となりました。大松台小学校の大規模改修工事や市営関戸第一住宅改修工事等に地方債を借入れたことが要因です。

2　歳入

2.1.2　歳入構成の推移

令和２年度以降、国庫支出金の割合が高くなっています。令和２年度は、特別定額給付金に関連した交付金等、令和３・４年度は新型コロナウイルス感染症に関連した交付金や物価高騰に関連した交付金等により多くなっていました。令和５・６年度は減少に転じましたが、令和７年度は物価高騰や国勢調査、衆議院議員総選挙等により増加しました。

市税は、令和７年度に過去最高となりました。また、地方債は、大松台小学校の大規模改修工事や市営関戸第一住宅改修工事等のため令和６年度と比較すると2倍程度の水準となりました。



単位：千円

年度	R1	2	3	4	5	6	7
市税	29,148,873	29,446,609	29,291,044	29,866,492	30,845,195	30,394,340	31,381,438
地方譲与税等※1	3,674,427	4,252,524	5,085,971	5,180,375	5,465,355	6,681,682	6,463,111
国庫支出金	9,238,319	27,039,848	15,794,393	15,342,971	13,522,010	12,761,314	14,268,628
都支出金	7,800,381	8,501,401	8,914,377	8,932,451	8,398,119	9,934,306	11,333,245
繰入金	2,302,706	634,178	4,460,042	3,142,786	1,158,940	809,303	2,028,752
繰越金	1,345,185	1,589,244	2,948,302	3,113,417	2,635,768	2,652,868	2,189,747
地方債	2,004,600	1,882,100	3,379,400	2,879,800	400,000	544,000	1,030,900
その他※2	2,036,444	1,631,830	1,768,867	2,003,381	1,926,547	2,015,256	2,285,300
合計	57,550,935	74,977,734	71,642,396	70,461,673	64,351,934	65,793,069	70,981,121

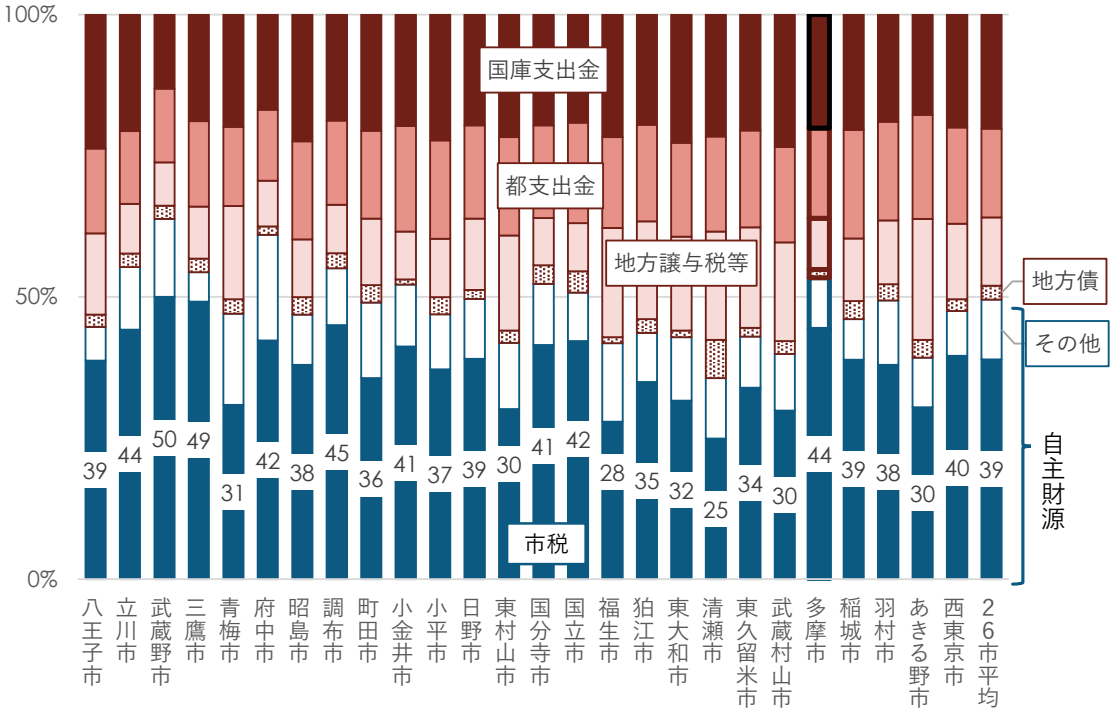
（最終決算年度から７年間）

2　歳入

2.1.3　歳入構成の他市との比較

都内26市の歳入構成をグラフにしました。

多摩市は、市税の割合が44.2％で26市平均と比べると5.3ポイント高く、26市中4番目に高い割合となっています。分担金、使用料、手数料等も含めた自主財源比率は53.4％で、こちらは26市の中で6番目に高い割合となっています。



自主財源比率とは

地方公共団体の収入には、市税や手数料など自らが徴収する自主財源と、国などから収入を受ける依存財源とに分けられます。歳入総額に対する自主財源の割合を自主財源比率といい、この比率が高いほど自主性や安定性が確保されます。

2　歳入

2.2　地方消費税交付金と社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げ（平成26年4月1日の税率5%⇒8%、令和元年10月の税率8%⇒10%）は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費その他社会保障施策※」の財源とするためのものです。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当しました。

1．地方消費税交付金収入額

単位：千円

総額	うち一般財源分	うち社会保障財源分	
4,051,774	1,642,964	2,408,810	①

2．社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

単位：千円

予算科目			事業費	財源内訳		
				特定財源		一般財源 <地方消費税交付金税率引上げ分充当>
				国都支出金	その他	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	3,791,498	567,713	15,007	3,208,778
		障害者福祉費	6,520,371	4,286,161	38,674	2,195,536
		老人福祉費	4,923,808	631,437	68,150	4,224,221
		社会福祉施設費	228,977	0	1,000	227,977
		計	15,464,654	5,485,311	122,831	9,856,512
	児童福祉費	児童福祉総務費	513,838	115,878	1	397,959
		児童措置費	11,341,691	8,262,317	84,909	2,994,465
		母子福祉費	70,966	46,131	17	24,818
		児童福祉施設費	1,748,359	690,547	150,187	907,625
		計	13,674,854	9,114,873	235,114	4,324,867
	生活保護費	生活保護総務費	274,353	9,120	0	265,233
		扶助費	4,953,181	3,837,082	26,857	1,089,242
		計	5,227,534	3,846,202	26,857	1,354,475
	国民年金費	国民年金総務費	33,083	3,713	0	29,370
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	912,687	297,685	6,199	608,803
		予防費	776,019	50,567	26,207	699,245
		計	1,688,706	348,252	32,406	1,308,048
合計			36,088,831	18,798,351	417,208	16,873,272 ②

対象経費の一般財源総額②16,873,272千円のうち、消費税率引上げ分①2,408,810千円を充当します。
（対象経費の一般財源総額には地方消費税交付金税率引き上げ分を充てられない人件費（1,951,877千円）及び事務費が含まれています。）

※社会保障4経費その他社会保障施策
社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費
その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生
「社会福祉」　・生活保護　・児童福祉　・母子福祉　・高齢者福祉
・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）　など
「社会保険」　・国民健康保険　・介護保険　・年金　など
「保健衛生」　・医療に係る施策　・感染症その他の疾病の予防対策　・健康増進対策　など

※一般会計の決算額で作成しています。

2　歳入

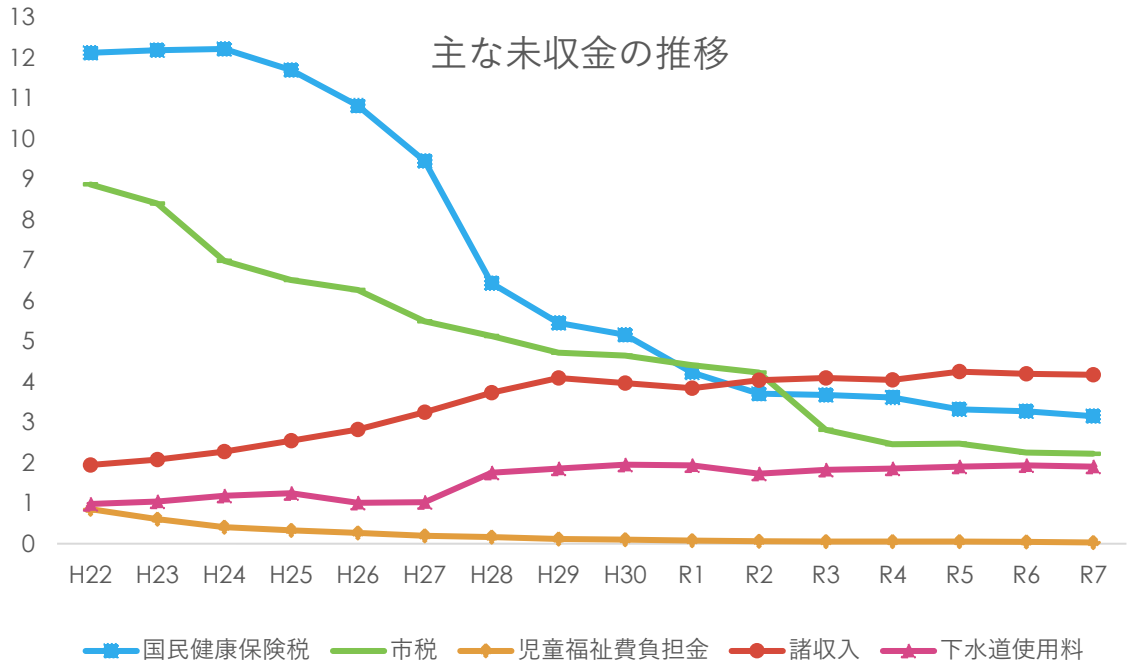
2.3　未収金の状況

公共施設の管理運営やごみの収集・処理などの公共サービスは、市税や分担金、使用料等により賄われています。しかしながら、これらの一部には未納により未収金となっているものがあります。

未収金が発生することで、正しく納付している市民との間で公平性が損なわれます。また、本来不要な徴収業務に人員・時間・費用が割かれ、行政運営の効率性が低下します。さらに、本来得られるべき歳入が確保されないことで、行政サービス全体の質の低下を招くおそれがあります

そのため、市では、徴収率向上に向けた取組を継続しています。全庁的な取組として、平成24年度に制定した「多摩市私債権等管理条例」に基づき、統一ルールの下で適正な債権管理を行い、未収金の縮減に努めています。

単位：億円



平成22年度には、市税で8億円、国民健康保険税で12億円を超える未収金が発生していましたが、滞納処分の強化等の取組により、現在はいずれも大幅に縮減し、市税は2億円台、国民健康保険税は3億円台となっています。

児童福祉負担金（主に保育所保育料）についても、児童手当からの充当や各保育園からの納付勧奨により、平成22年度には、8千万円を超えていた未収金が、現在では300万円台まで減少しています。

一方、諸収入のうち大きな金額を占める生活保護費返納金は増加傾向にあり、現在では4億円を超え、市税の未収金を上回る水準となっています。また、下水道使用料は概ね横ばいで推移しています。

*** 一般会計及び特別会計の状況 ***

会計	項目	金額(千円)	主なもの
	市税	222,184	・・・ 個人市民税
	社会福祉費負担金	1,467	・・・ 老人保護措置費自己負担金
	児童福祉費負担金	3,054	・・・ 保育所保育料
	民生使用料	2,587	・・・ 学童クラブ使用料
	住宅使用料	3,060	・・・ 市営住宅家賃
	物品売払収入	547	・・・ 不用物品売払収入
	諸収入	416,812	・・・ 生活保護費返納金
一般会計		**649,711**	
	国民健康保険税	314,775	
	諸収入	1,633	・・・ 一般被保険者返納金
国民健康保険特別会計		**316,408**	
	介護保険料	26,180	
	諸収入	10,063	・・・ 事業者返納金
介護保険特別会計		**36,243**	
後期高齢者医療特別会計	医療保険料	**8,893**	
合計		**1,011,255**	

*** 下水道事業会計の状況 ***

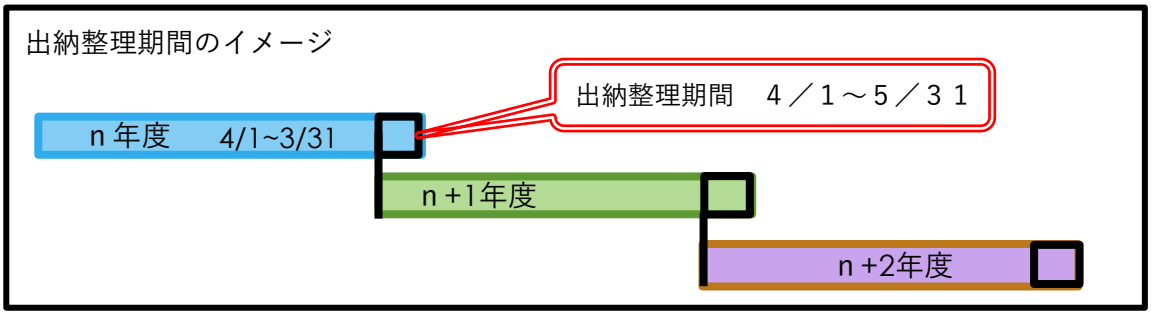
会計	項目	金額(千円)	主なもの
	下水道使用料	190,629	
	その他収入	268,833	・・・ 雨水処理負担金
下水道事業会計		**459,462**	

【参考】出納整理期間

市では会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）中に確定した債権や債務を整理する期間として、出納整理期間（5月31日まで）が設けられています。

この期間に収納や支払いを行った額が当該年度の決算に反映され、この期間を過ぎても収納されなかったものが収入未済となります。

下水道事業会計は平成29年度から地方公営企業法を適用し、出納整理期間がないため、3月31日までに収納されなかったものが収入未済となりますが、その多くは2カ月ほどで収納されています。



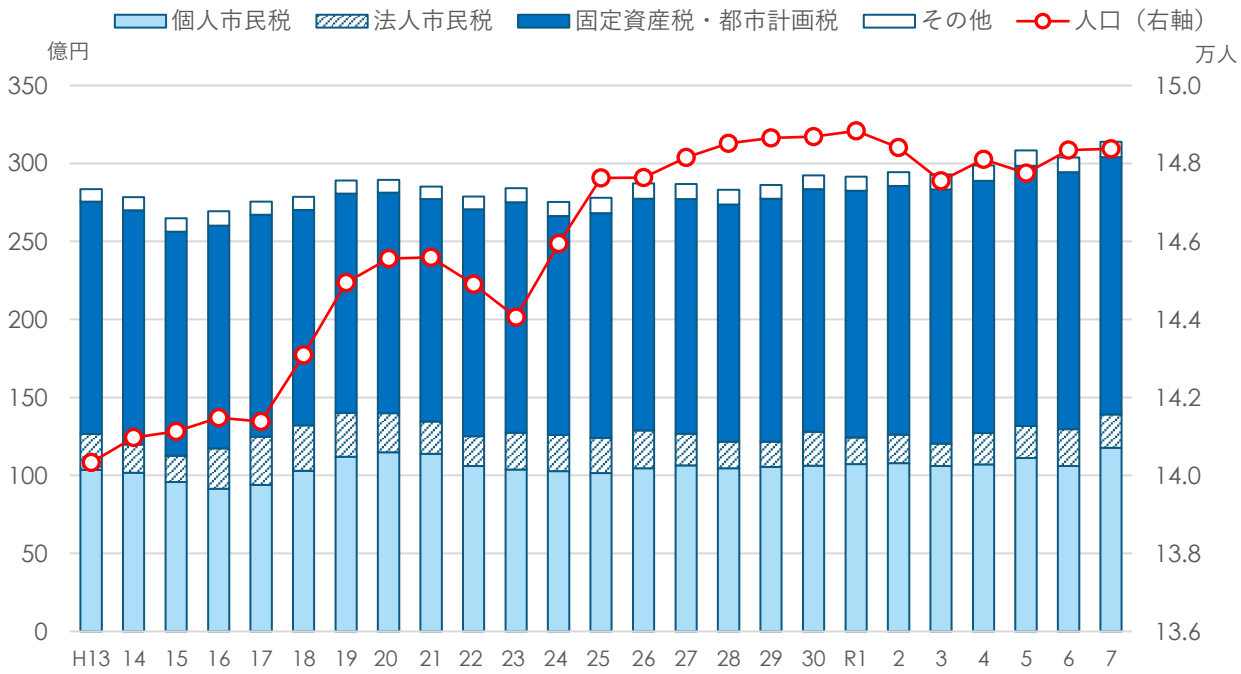
2　歳入

2.4　市税

2.4.1　市税の推移

市税はこれまで平成11年度以降、平成15年度まで減少を続けました。その後、国からの税源移譲や法人市民税の一部国税化といった税制改正や景気変動の影響を受け、増減を繰り返しながら、令和４・５年度と２年続けて過去最高額となりました。令和６年度は定額減税約5.2億円減の影響により、減収となったものの、令和７年度に再び過去最高額を更新しました。

令和７年度の市税収入を前年度と比較すると、法人市民税は2.4億円の減収となったものの、個人市民税は定額減税による減収分が元に戻ったことや幅広い業種で賃上げが実施された影響などから11.7億円の増収により、市税全体としては約9.9億円の増収となりました。



単位：千円

年度	R1	2	3	4	5	6	7
個人市民税	10,720,236	10,790,163	10,601,037	10,701,961	11,124,013	10,604,649	11,779,083
法人市民税	1,701,544	1,820,656	1,438,929	2,008,096	2,051,436	2,363,561	2,124,272
固定資産税・都市計画税	15,831,188	15,953,977	16,300,680	16,173,187	16,673,381	16,466,671	16,504,821
その他	895,905	881,813	950,398	983,248	996,365	959,459	973,262
合計	29,148,873	29,446,609	29,291,044	29,866,492	30,845,195	30,394,340	31,381,438
人口	148,835	148,411	147,552	148,107	147,751	148,340	148,376

（最終決算年度から7年間）

2　歳入

2.4.2　都市計画税の収入額と充当事業

1．都市計画税の収入・税率

単位：千円

	R3	4	5	6	7
都市計画税収入　①	1,771,304	1,777,610	1,798,296	1,794,991	1,813,254
都市計画税税率	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%

2．充当事業

単位：千円

			R3	4	5	6	7
起債償還額	公園整備事業	原峰公園	12,342	8,114	4,573	2,166	
		多摩東公園	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521
		諏訪北公園				3,070	3,079
	下水道整備事業	公債費	39,193	34,525	26,942	22,074	15,031
	区画整理事業	関戸古茂川区整事業	37,205	37,205			
	道路整備事業	市道5-35号歩線（レンガ坂）		168	11,223	11,223	11,223
	道路橋りょう管理経費	既設橋りょうの耐震補強工事	6,221	6,221	6,221	6,221	6,221
	資源化センター管理運営事業	資源化センタープラント改修	35,538	45,484	52,619	52,638	52,638
	複合文化施設等大規模改修事業	複合文化施設等大規模改修工事	137	325,806	325,992	325,992	325,992
	武道館及び陸上競技場管理運営経費	武道館・陸上競技場改修	34,906	34,906	34,906	34,906	34,906
	多摩市立中央図書館整備事業	中央図書館整備		505	178,477	179,701	179,701
	その他	モノレール	62,822	43,711	25,260		
	小計		231,885	540,166	669,734	641,512	632,312
負担金等	市街地再開発事業	桜ヶ丘ヴィータ保留床買取	267,653	262,366			
	廃棄物処理施設整備	資源化センター	83,026	83,029	83,032	83,036	83,039
		たま広域エコセメント	330	330	321	322	314
		たま広域エコセメント更新工事					3,330
	小計		351,009	345,725	83,353	83,358	86,683
事業費	公園整備事業	大栗橋公園	190,206	4,035	42,088		
		落合南公園	129,907				
		多摩中央公園	2,887	18,757	97,099	1,439,477	
		連光寺・若葉台里山保全地域拡張	186,901		1,870	10,863	19,657
		鶴牧西公園			154,846		
	住宅市街地総合整備事業	諏訪北公園	15,754	127,400	183,227		
	下水道整備事業	雨水管渠更生等補修工事			140,229	101,335	14,680
		雨水排水ポンプ整備事業	1,045	1,240		19,030	
		雨水管新設・更新事業	98,446	89,244	25,754		5,718
	道路整備事業	市道5-35号歩線（レンガ坂）	170,300		328,933		
	複合文化施設等大規模改修事業	複合文化施設等大規模改修工事	5,925,953	24,762			
		消耗品・備品	80,646	14,182			
		その他工事			13,128	2,053	
	資源化センター管理運営事業	資源化センタープラント設備改修工事	216,047	205,799			
	多摩市立中央図書館整備事業	中央図書館整備	679,040	3,669,427	9,345	2,391	
	小計		7,697,132	4,154,846	996,519	1,575,149	40,055
充当事業費等合計　②			8,280,026	5,040,737	1,749,606	2,300,019	759,050
余剰額　①-②			-6,508,722	-3,263,127	48,690	-505,028	1,054,204

※　税収額が充当事業費を上回る場合、今後行われる大規模事業に備えて都市計画基金に積立てを行っています。反対に、税収額が不足する場合は、都市計画基金の取り崩しや地方債の借入れを行います。

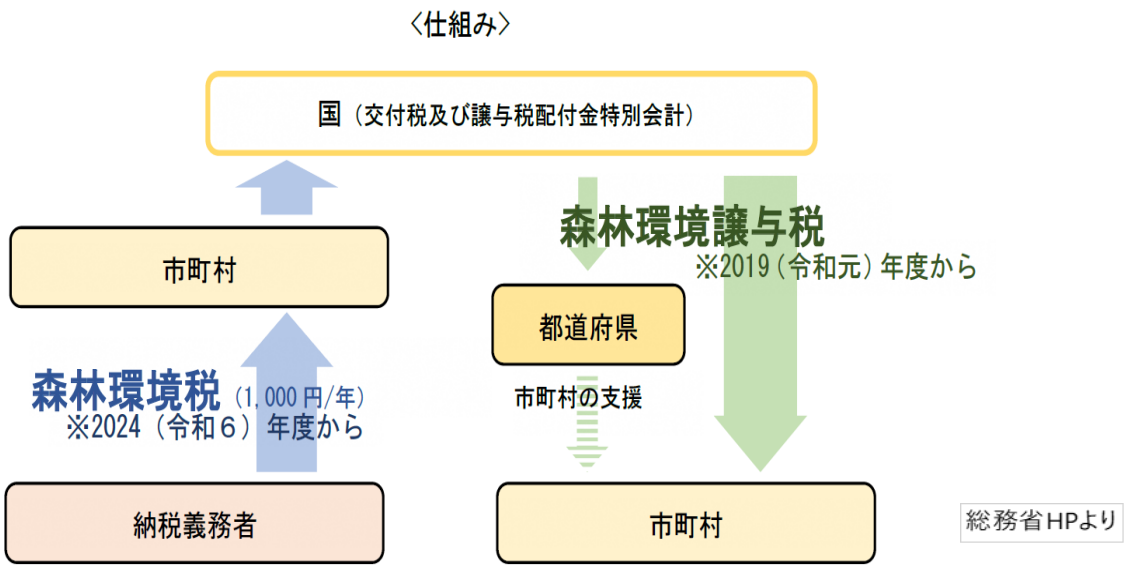
2　歳入

2.4.3　森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道

1　森林環境税及び森林環境譲与税とは

”森林環境税”は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に国税として創設され、令和６年度から森林環境税の賦課徴収が開始されています。

”森林環境譲与税”は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、都道府県及び市町村には地方公共団体金融機構の準備金を使って令和元年度から交付されています。



2　森林環境譲与税の使い道

多摩市では、公共施設における木材利用促進などに活用しています。令和7年度は、譲与税の一部を活用し、市内中学校の木工室・美術室で使用する角椅子を多摩産材を使用して更新しました。また、令和6年度に引き続き大径化が進む公園緑地内樹木の計画的な更新手法を検討するため、市民団体と協働したモデル事業に活用し、残りを「みどりと地球温暖化等対策基金」に積み立てました。

鶴牧中学校　美術室の角椅子



モデル事業後の様子（よこやまの道）



モデル事業後の様子（貝取山緑地）



単位：千円

年度	森林環境譲与税歳入額	事業充当額	使途	基金積立額
令和3年度	11,820	11,820	複合文化施設等大規模改修事業	0
令和4年度	15,804	0	みどりと地球温暖化等対策基金へ積立て	15,804
令和5年度	15,804	8,855	多摩市立中央図書館整備事業	6,949
令和6年度	17,036	7,704	公園管理経費、関戸公民館管理運営費	9,332
令和7年度	17,951	7,895	公園管理経費、中学校施設整備事業	10,056

〔コラム〕ふるさとTAMA応援寄附金について

1．ふるさとＴＡＭＡ応援寄附金の推移

多摩市では、寄附文化の醸成を目的に「ふるさとTAMA応援寄附金」を受け付けています。令和5年度より市の魅力や取り組みのPRによるシティセールスや来街促進だけでなく、幅広く市内の事業者と連携することで、「市内の産業の振興」にも活用していく方針としています。

年度	件数（件）	寄附金総額（円）	内訳	
			指定寄附金（円）	一般寄附金（円）
令和元年度	295	15,077,334	9,632,000	5,445,334
令和2年度	340	17,290,103	14,871,103	2,419,000
令和3年度	312	12,817,086	7,160,000	5,657,086
令和4年度	215	10,316,266	6,524,000	3,792,266
令和5年度	714	26,312,908	13,873,000	12,439,908
令和6年度	1,045	47,312,871	8,836,211	38,476,660
令和7年度	1,527	53,930,503	2,846,000	51,084,503

2．多摩市民のふるさと納税額の推移

一方で、制度を利用して寄附が行われると、現在住んでいる自治体に納めるはずだった税が他自治体に流出する仕組みになっています。流出額は年々増加を続けており、このまま増え続けると多摩市の財政運営に影響が生じ、住民サービスの低下を招く恐れがあります。

年度	人数（人）	寄附金額（千円）	税額控除額（千円）※
令和元年度	6,412	651,828	288,940
令和2年度	6,268	645,885	290,191
令和3年度	8,648	837,016	384,466
令和4年度	10,794	1,038,875	477,518
令和5年度	12,949	1,263,148	585,064
令和6年度	14,120	1,393,629	647,525
令和7年度	15,291	1,603,390	738,281

※ふるさと納税の流出額（減収額）については「ふるさと納税のみを行った納税者の税額控除額＋複数区分（共同募金、日赤、特例控除対象外の都道府県などに対する寄付金など）の寄付を行った納税者の税額控除額の中のふるさと納税の控除額」の方法で積算しています。

3．寄附金の使い道

多摩市に寄附していただく際に、寄附金の使い道を選択することができます。現在、下記の分野指定を基本とし、ご指定の使い道に関連した事業に活用しています。その他の特定の使途への活用相談やクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附も実施しています。

地域や社会での学び、健康の推進、安全安心な環境の向上、まちの魅力づくり、国際交流、市民参画、市民協働等互いに支え合うまちをつくるための事業
高齢者、障がい者、児童等の福祉に関する事業
豊かな緑を大切にし、将来にわたって残すための事業
公共建築物、道路、橋りょう等の施設を整備し、適正な状態に保つための事業

1）令和７年度に頂いた寄附金の主な使い道（分野指定あり）

分野	活用先事業名	主な事業成果
地域や社会での学び、健康の推進、安全安心な環境の向上、まちの魅力づくり、国際交流、市民参画、市民協働等互いに支え合うまちをつくるための事業 13,518千円	多摩市自治基本条例推進事業	令和6年3月に改正した自治基本条例の理解促進を図るため、市広報や図書館での周知、フォーラム開催などを実施しました。また、令和7年度からは計6エリアでエリアミーティングや市民主体のプロジェクトを実施し、「協創」の実現に向けた取組を進めました。地域協創市民活動事業補助金制度を創設し、多世代・多分野の協働による市民活動を支援しました。
	文化施策推進事業/スポーツ推進事業	市立中学校における部活動の地域展開等に向けたモデル事業を実施しました。
	都市交流推進事業	友好都市である富士見町の町制70周年記念事業として、毎年、多摩市民と富士見町民が交流しながら富士見町の入笠山で行っている山野草植栽事業の定員を増やして実施しました。また、富士見町が実施する町制70周年記念セレモニーにて交流事業等を実施しました。
	成人保健対策事業	「多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」の施行を受け、歯周病検診の対象者を拡大し、20歳も対象とするとともに、受診率向上を目指し、20歳の受診者限定で、希望者に歯面清掃を追加実施しました。
	聖蹟桜ヶ丘活性化事業	聖蹟桜ヶ丘周辺まち歩き事業（聖蹟桜ヶ丘地域をコースとした謎とき街歩き）を実施し、せいせきカワマチや地域の商店街・店舗への回遊を促しました。ラスカル子ども映画祭（映画上映・ワークショップ・展示・スタンプラリー等）を実施し賑わいを創出しました。令和7年度は、聖蹟桜ヶ丘を大いに参考に描かれた映画「耳をすませば」の公開30周年を記念し、市民団体「せいせき観光まちづくり会議」と協働で、映画上映会を実施しました。
	多摩センター地区活性化事業	多摩中央公園オープン記念を冠にハローキティにあえる街事業（グリーティング、スタンプラリー、お花の植え付け、絵本の読み聞かせ）を実施し、来街促進と認知度向上につなげました。多摩センター地区連絡協議会がパルテノン大通りで開催する事業に対し補助を行い、賑わいを創出しました。
	文化財保護事業	旧川井家住宅主屋・土蔵の保存活用計画を策定しました。
高齢者、障がい者、児童等の福祉に関する事業 5,941千円	こども誰でも通園制事業/多様な他者との関わりの機会の創出事業	すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、東京都の補助制度と組み合わせて、市内の幼稚園及び認可保育所等で「多摩市こども誰でも通園事業」を実施しました。
	民間保育所補助事業	社会福祉法人・学校法人が運営する保育所及び認定こども園等の安定的な運営と入所児の保育内容の充実を図るため、運営費・増配置加算・延長保育充実費・産休等代替職員費補助金・使用済みおむつの処理費用等の補助を行いました。
	放課後子ども教室事業	放課後などに学校施設（校庭、体育館、教室等）を活用して、地域の大人の方々のご協力を得て、子どもたちが安全・安心して遊ぶことができる「広場」を提供するものです。主にスポーツ系（ボール遊び・一輪車など）と文化系（囲碁・絵手紙など）に分かれて、地域の実情に沿った形で実施しています。令和6年度は17小学校のうち16教室で実施しました。また、令和5年10月より、法人委託による週5日実施を開始し、令和7年度は東寺方小、南鶴牧小で実施を拡大しました。
豊かな緑を大切にし、将来にわたって残すための事業 4,198千円	環境保全啓発事	自然環境の保全・まちの環境美化、気候変動対策等に対する市民意識を向上させ、実践につなげることで、地球と人にやさしい持続可能なまちづくりの推進を目的としています。令和7年度は、市民団体等と協働し、生物多様性セミナーやまち美化キャンペーン、多摩エコ・フェスタなどの環境啓発事業を実施したほか、多摩市気候市民会議、さらに市民参加型の生きもの調査の結果をまとめた「多摩市生きもの調査レポート」を作成しました。
	公園管理経費	令和5年度に策定した多摩市パークマネジメント計画に基づき、地元自治会や学校等の関係機関とも調整しながら、公園・緑地の危険樹木の伐採等を行い、安全・安心な空間をつくりました。また、緑地内樹木更新モデル事業（貝取山緑地、よこやまの道）や公園施設再編事業(豊ヶ丘・唐木田地区)に取り組み、樹木の管理の在り方や今後の求められる公園づくりに取り組みました。
公共建築物、道路、橋りょう等の施設を整備し、適正な状態に保つための事業 4,798千円	道路整備事業	多摩市道路整備計画に基づき、市道2-1号幹線（中和田通り）では、重要整備路線の一部拡幅のため、物件移転補償の調査を実施した。市道1-3号幹線（明神橋通り）においては、電線共同溝本体工事を実施しました。市道2-3号幹線（和田中学通り）では、和田中学校内の道路拡幅工事が完了しました。既設道路では、舗装打換工事にあわせて歩道の段差解消等バリアフリー化を行いました。路面性状調査及びFWD調査業務委託では、今後の舗装打換計画の基礎資料として市内の幹線及び準幹線道路について道路舗装の状況を調査しました。
	都市計画に関する基本的な方針推進事業	コンパクトなまちづくりに取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指すため、立地適正化計画の策定に着手しました。 まちづかいのハード整備を目指す「（仮称）ウォーカブル整備計画」の策定に向け、多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画に基づく社会実験を実施しました。

2）令和７年度に頂いた寄附金の主な使い道（クラウドファンディング型、特定の使途）

単位：円

活用年度	寄附金額	事業名	使途
令和７年度	1,424,000	創業・経営支援事業	医療的ケア児などの地域拠点の環境整備 多摩ランタンフェスティバル2025への補助金
	106,000	環境保全啓発事業	「多摩市生きもの調査隊」調査結果電子版リーフレットの作成
令和８年度 活用予定 （当初予算）	20,000	都市農業推進事業	都市農業の振興のため
令和９年度 以降活用予定	650,000	―	高齢者の居場所事業
	25,000	―	都市農業の振興のため
合計	2,225,000		

3）令和6年度以前にいただいた寄附金の使い道（特定の使途）

【豊かな音楽活動】
ドラムセット等楽器の購入



【歩きやすい街づくり】
ベンチの設置



【教育環境の充実】
机・椅子等の購入



【読書の充実】
児童書の購入



そのほか、ホルンの購入や視覚障がい者用プレートの設置等に活用いたしました。

ご支援ありがとうございました！

3　歳出

歳出総額は687億8,267万円となり、前年度より51億7,934万8千円（8.1%）増加しました。

主な増要因としては、情報システム管理運営経費が約12.9億円の増、都市計画基金の積立金が約10.1億円の増、小学校施設整備事業が約7.7億円の増となったことです。

普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。目的別とは、その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもので、性質別とは、その歳出経費がどのような内容に使われたかによって分類するものです。以下、目的別、性質別に分けて分析をしています。

3.1　目的別経費の状況

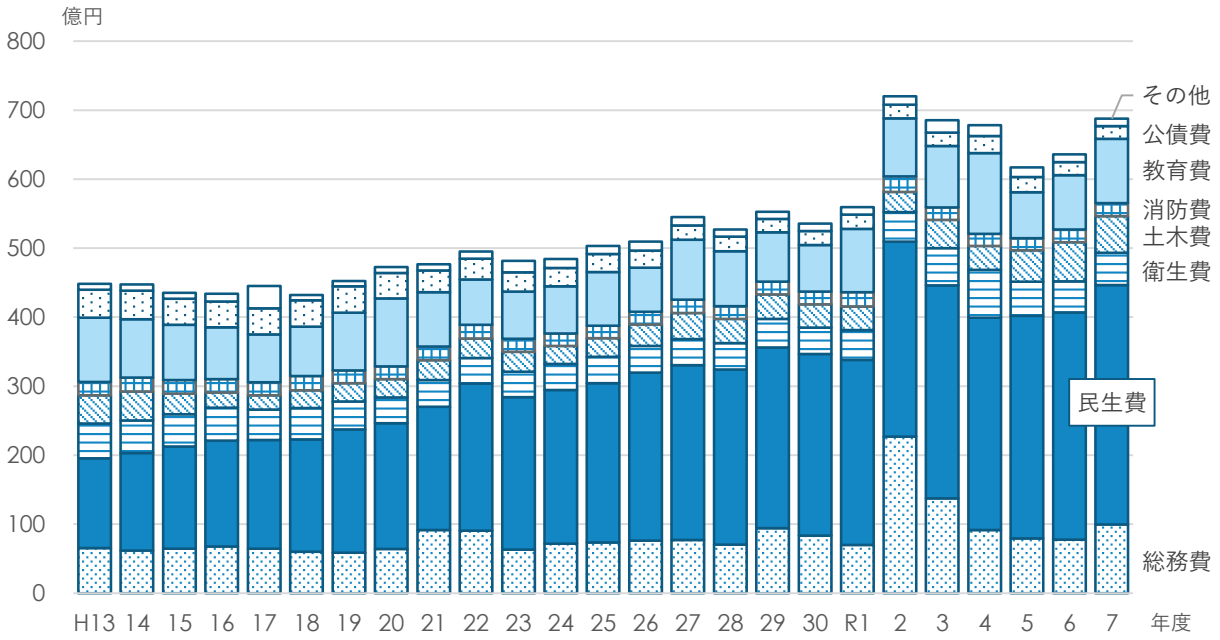
3.1.1　目的別経費の増減等

単位：千円

目的名称	R７決算額 対前年増減額	対前年増減率	目的別経費の内容
議会費	351,886 ▲ 18,864	▲5.1%	市議会の活動や運営に係る経費です。 減少となっているのは、議員の辞職により欠員が生じたためです。
総務費	9,954,738 2,185,543	28.1%	市の全般的な管理や、戸籍・統計・徴税・選挙など、地方自治体が基本的に行うべき事務に係る経費です。 増加となっているのは、総合事務管理システムの更新や物価高騰対策で全市民へのギフトカードの配布など臨時的な経費が多かったためです。
民生費	34,691,941 1,757,152	5.3%	一定水準の安定した生活を保障するための経費です。高齢者・障がい者・子どもなどの福祉に関する経費や、生活保護費などです。 増加となっているのは、児童手当の所得制限撤廃の通年化や物価高騰対策で子育て応援手当の支給などがあったためです。
衛生費	4,670,857 163,504	3.6%	健康で衛生的な生活環境を保持するための経費です。健康に関することや、ごみ処理やごみ減量など広く環境に関することに係る経費です。 増加となっているのは、多摩ニュータウン環境組合負担金が増えたことや妊婦のための支援給付金などによるものです。
労働費	352,768 18,423	5.5%	就労対策などに係る経費です。 増加となっているのは、市内の企業を対象としたDX研修会などの新規事業や人件費単価上昇によるシルバー人材センターへの委託料が増えたことによるものです。
農林水産業費	69,486 159	0.2%	農林水産業の振興などに使われる経費です。多摩市では、農業費のみとなっています。
商工費	320,331 ▲ 58,325	▲15.4%	商工業の発展や観光事業のために使われる経費です。 減少となっているのは、企業誘致奨励金の対象となっている１社の対象期間が終了したためです。
土木費	5,331,238 ▲ 338,414	▲6.0%	街づくりに関わる経費です。道路や橋、公園、住宅などの整備・維持保全に係る経費です。 減少となっているのは、前年度で多摩中央公園改修整備が終了したためです。
消防費	1,891,922 64,277	3.5%	消火活動や、風水害・地震などを含む災害を防ぐため、また、生じた場合の被害を軽減させるための活動に係る経費です。 増加となっているのは、消防事務委託費が増えたためです。
教育費	9,307,982 1,441,504	18.3%	教育・学習に関わる経費です。学校教育はもちろん、公民館、図書館、スポーツ関係などの社会教育や生涯学習に関わる経費も含まれています。 増加となっているのは、大松台小学校の改修工事や小・中学校の学習用端末の更新、総合体育館第１スポーツホールの空調設置工事があったためです。
公債費	1,839,521 ▲ 35,611	▲1.9%	主に地方債の元利償還金です。 過去に借りた地方債の償還が終了したことにより減少しました。

3　歳出

3.1.2　目的別経費の推移



単位：千円

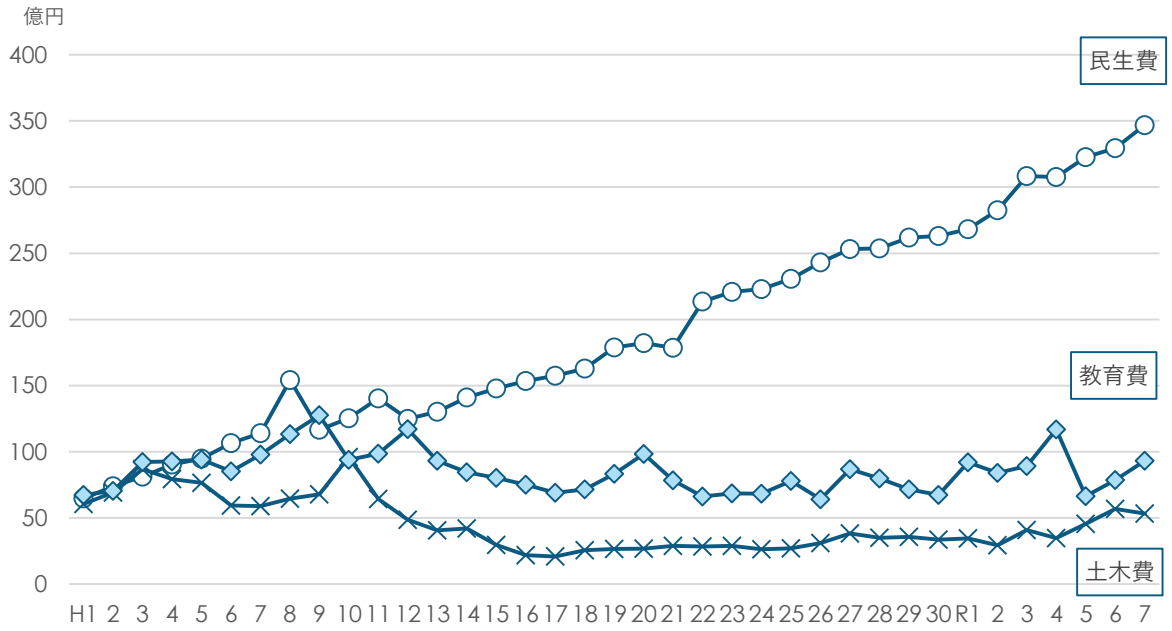
年度	R1	2	3	4	5	6	7
総務費	7,011,530	22,718,990	13,761,510	9,160,663	7,942,739	7,769,195	9,954,738
民生費	26,816,425	28,250,693	30,834,059	30,768,630	32,255,345	32,934,789	34,691,941
衛生費	4,298,778	4,253,834	5,409,130	6,919,459	4,935,723	4,507,353	4,670,857
土木費	3,440,717	2,943,362	4,082,269	3,468,959	4,550,119	5,669,652	5,331,238
消防費	2,041,673	2,221,775	1,825,184	1,778,325	1,771,368	1,827,645	1,891,922
教育費	9,202,669	8,410,358	8,913,117	11,691,230	6,641,451	7,866,478	9,307,982
公債費	2,050,136	1,994,771	1,918,926	2,448,350	2,200,867	1,875,132	1,839,521
その他	1,099,763	1,235,649	1,784,784	1,590,289	1,401,454	1,153,078	1,094,471
決算総額	55,961,691	72,029,432	68,528,979	67,825,905	61,699,066	63,603,322	68,782,670

（最終決算年度から7年間）

3　歳出

3.1.3　主な目的別経費の推移

歳出の中で例年高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



社会保障経費が多くを占める民生費は、引き続き増加しています。これは、物価高対応子育て応援手当や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金など臨時的な要因もありますが、障害福祉サービス費や高齢化による特別会計への繰出金など経常的な経費が増加していることも要因です。そのため、民生費の増加は今後も続くものと考えられます。

ニュータウン開発時には、道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小・中学校などの施設整備も集中して行なったため、土木費と教育費が歳出の中で高い割合を占めていました。現在は整備から、耐震化・老朽化による改修や補修・更新などに移行しています。

なお、前年と比べ急増している年がありますが、民生費の平成8年度は総合福祉センター建設等によるもの、11年度は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもの、22年度は子どものための手当の拡充や生活保護費の増加によるもの、令和３年度は子育て世帯への臨時特別給付金支給事業によるものです。教育費の平成20年度は多摩第一小学校、27年度は多摩第二小学校の建替え、令和元年度は武道館及び陸上競技場の大規模改修工事等、令和４年度は多摩市立中央図書館整備事業によるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。

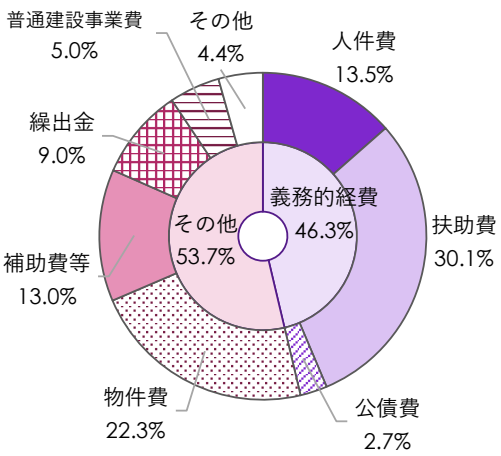
平成元年度ごろは３つの経費が同じくらいの規模でしたが、令和7年度は当時と比べ、土木費は0.9倍、教育費は1.4倍、民生費は5.4倍の規模に変わっています。

3　歳出

3.2　性質別経費の状況

3.2.1　性質別経費の増減等

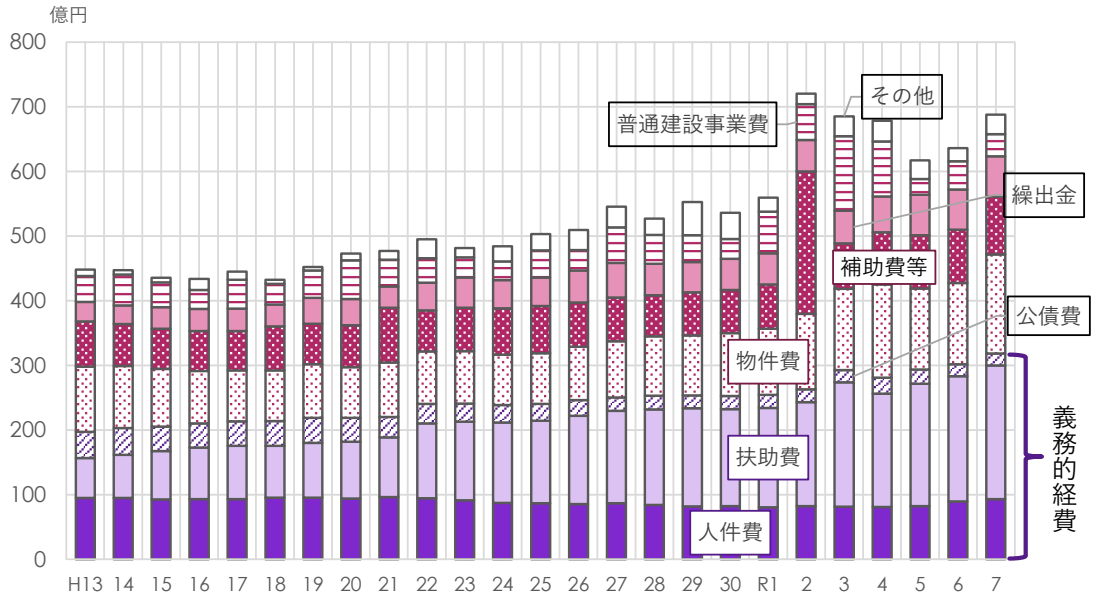
性質名称	R7決算額（千円）	性質別経費の内容
対前年増減額（千円）	対前年増減率	
人件費	9,295,364	職員の給与や議員、委員等の報酬などの経費です。 給与改定や会計年度任用職員数の増及び報酬単価増等により増となりました。
367,679	4.1%	
扶助費	20,710,658	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等各種法令に基づき、被扶助者に対して支出する経費です。 所得制限撤廃の通年化により児童手当支給事業で約6.4億円、臨時的に実施された物価高対応子育て応援手当支給事業で約3.8億円の皆増、障がい者自立支援推進事業で約3.5億円増加しました。
1,327,174	6.8%	
公債費	1,839,521	過去に借り入れた借金の返済にかかる費用です。 地方債の償還が進み減少しました。
▲ 35,611	▲1.9%	
物件費	15,313,563	委託料、使用料、消耗品費、光熱水費などです。 庁内システムの利用環境移行等に係る情報システム管理運営経費で約12.9億 円、物価高騰対策として臨時的に実施した全市民へのギフトカードの配布事業で約6.2億円の皆増、学習用端末の更新に係る学校情報環境整備事業で約5.4億円増加しました。
2,739,243	21.8%	
維持補修費	405,657	施設や道路などを維持するための費用です。（増改築等は含みません） 道路維持事業で約0.1億円増加しました。
908	0.2%	
補助費等	8,982,548	補助金や交付金、一部事務組合への負担金などです。 一部事務組合への負担金の増で約2.0億円、第一子無償化の影響による認証保育所補助事業の増で約2.0億円増加しました。
771,427	9.4%	
繰出金	6,197,699	一般会計から特別会計に支出される経費です。 国民健康保険特別会計繰出金で約2.7億円減少しました。
▲ 51,763	▲0.8%	
普通建設事業費	3,441,027	道路の新設・改良、公共施設の改修などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるものです。 多摩中央公園の改修が完了したこと等により、約10.3億円減少しました。
▲ 913,983	▲21.0%	
災害復旧事業費	0	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。 令和７年度の執行はありませんでした。
0	－	



性質別経費のうち、制度的に支出することが義務づけられていて、任意には削減できない人件費、扶助費、公債費のことを義務的経費といいます。これらの割合が高いほど財政の硬直度が高まるとされており、新しい行政需要に対応することが難しくなります。令和７年度の決算総額に占める義務的経費の割合は約46.3％です。

3　歳出

3.2.2　性質別経費の推移



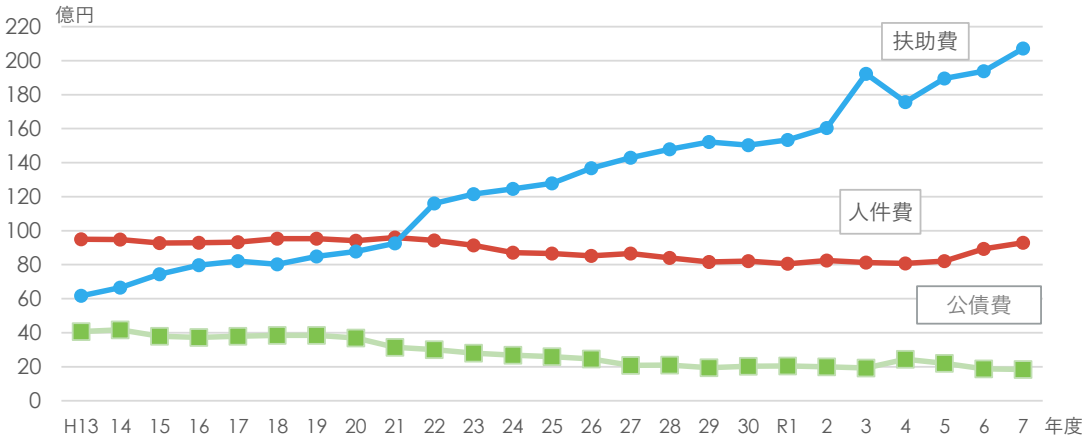
単位：千円

	R1	2	3	4	5	6	7
人件費	8,051,237	8,242,641	8,122,550	8,072,697	8,210,853	8,927,685	9,295,364
扶助費	15,344,942	16,047,521	19,233,515	17,558,039	18,947,457	19,383,484	20,710,658
公債費	2,050,136	1,994,771	1,918,926	2,448,198	2,200,867	1,875,132	1,839,521
物件費	10,238,862	11,680,297	12,545,938	14,436,346	12,525,103	12,574,320	15,313,563
補助費等	6,810,935	22,058,279	7,063,272	8,084,101	8,231,980	8,211,121	8,982,548
繰出金	4,824,344	4,840,602	5,043,193	5,523,720	6,271,929	6,249,462	6,197,699
普通建設事業	6,457,169	5,562,490	11,524,522	8,514,393	2,431,327	4,355,010	3,441,027
その他	2,184,066	1,602,831	3,077,063	3,188,411	2,879,550	2,027,108	3,002,290
決算総額	55,961,691	72,029,432	68,528,979	67,825,905	61,699,066	63,603,322	68,782,670

（最終決算年度から7年間）

3.2.3　義務的経費の内訳の推移

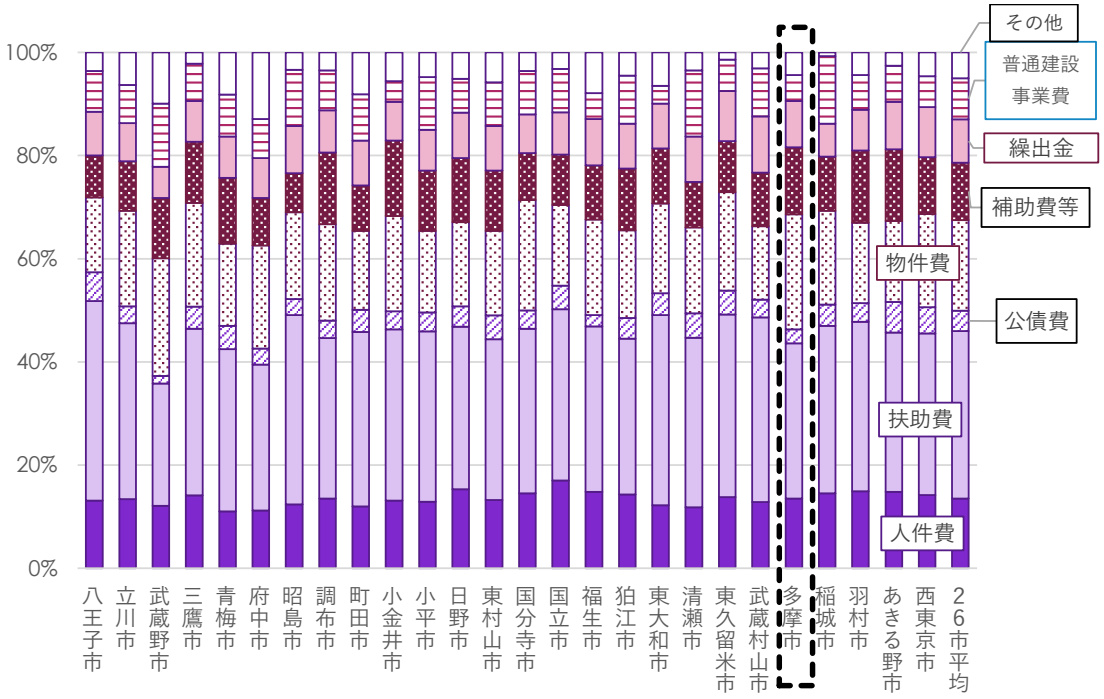
義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいです。扶助費は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や生活保護費、障がい者福祉に係る経費の増などにより増加しています。



3　歳出

3.2.4　性質別経費の他市との比較

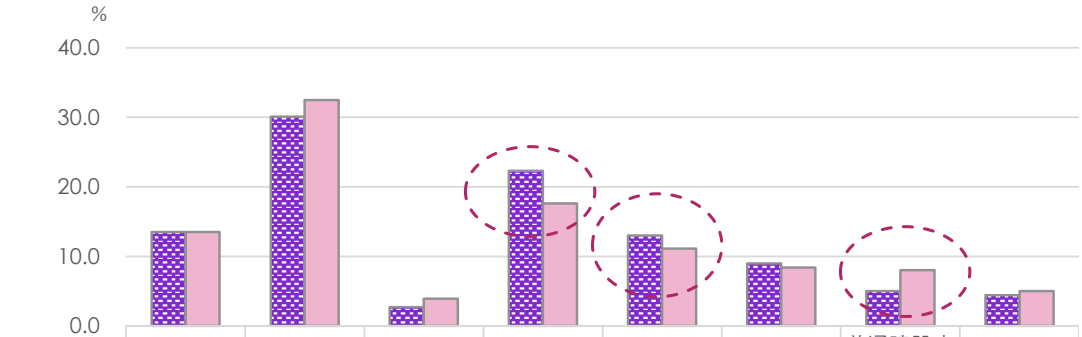
都内26市の性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。



3.2.5　性質別経費の他市との比較　その２

3.2.4で示した性質別経費の決算総額に対する割合を多摩市と26市平均とで並べて示したものです。

他市との比較で、令和7年度の多摩市は物件費、補助費等の割合が大きく、普通建設事業費の割合が小さいことがわかります。次ページ以降の性質別経費の分析で、それぞれの経費について説明しています。



	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	繰出金	普通建設事業費	その他
多摩市	13.5	30.1	2.7	22.3	13.0	9.0	5.0	4.4
26市平均	13.5	32.5	3.9	17.6	11.1	8.4	8.0	5.0

3　歳出

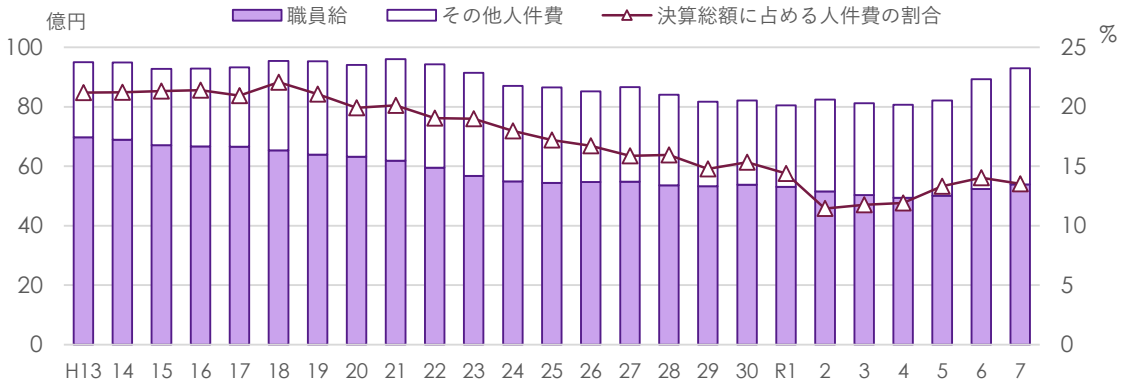
3.3　性質別経費の分析：人件費

3.3.1　人件費と決算総額に占める割合の推移

人件費には、市職員の職員給のほか、市議会議員や会計年度任用職員の報酬等が含まれます。

令和7年度は、前年度より約3.7億円、4.1%の増加となっています。これは、給与改定や会計年度任用職員数の増及び報酬単価増等によるものです。

職員給は、過去、市職員の平均年齢の低下により減少傾向にありましたが、近年は人件費上昇に伴い、増加しています。



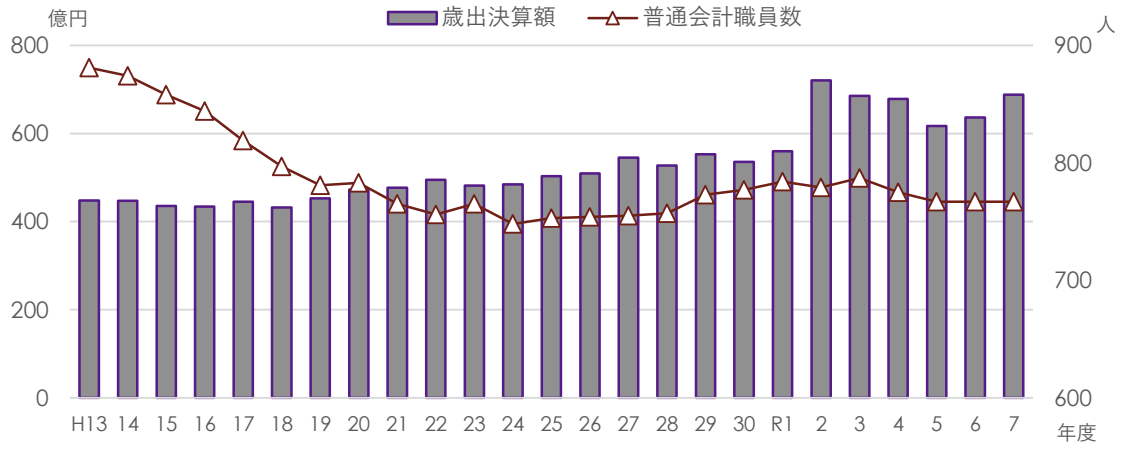
単位：千円、%

年度	R1	2	3	4	5	6	7
人件費	8,051,237	8,242,641	8,122,550	8,072,697	8,210,853	8,927,685	9,295,364
人件費のうち職員給	5,303,683	5,157,034	5,029,875	4,941,235	5,008,278	5,237,349	5,392,481
決算総額に占める人件費の割合	14.4	11.4	11.8	11.9	13.3	14.0	13.5

（最終決算年度から7年間）

3.3.2　多摩市の職員数の推移

職員数は、平成24年度を底として行政需要の増加に伴い増加していましたが、近年は減少傾向になっています。



単位：千円、人

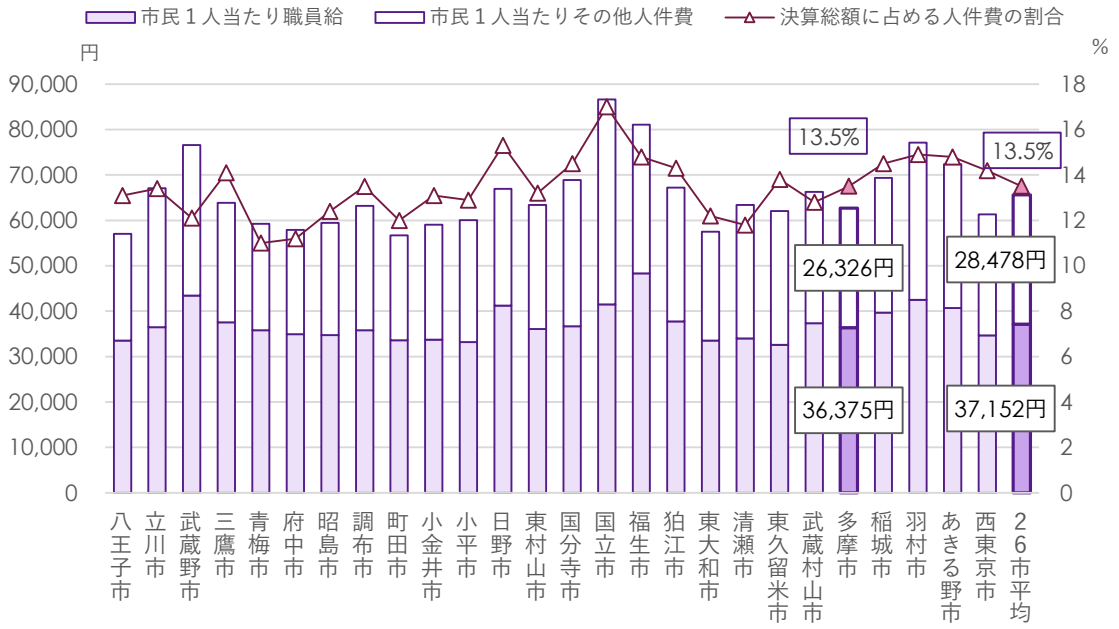
年度	R1	2	3	4	5	6	7
決算総額	55,961,691	72,029,432	68,528,979	67,825,905	61,699,066	63,603,322	68,782,670
普通会計職員数	784	779	787	775	767	767	767

（最終決算年度から7年間）

3　歳出

3.3.3　26市における市民１人当たりの人件費と決算総額に占める割合

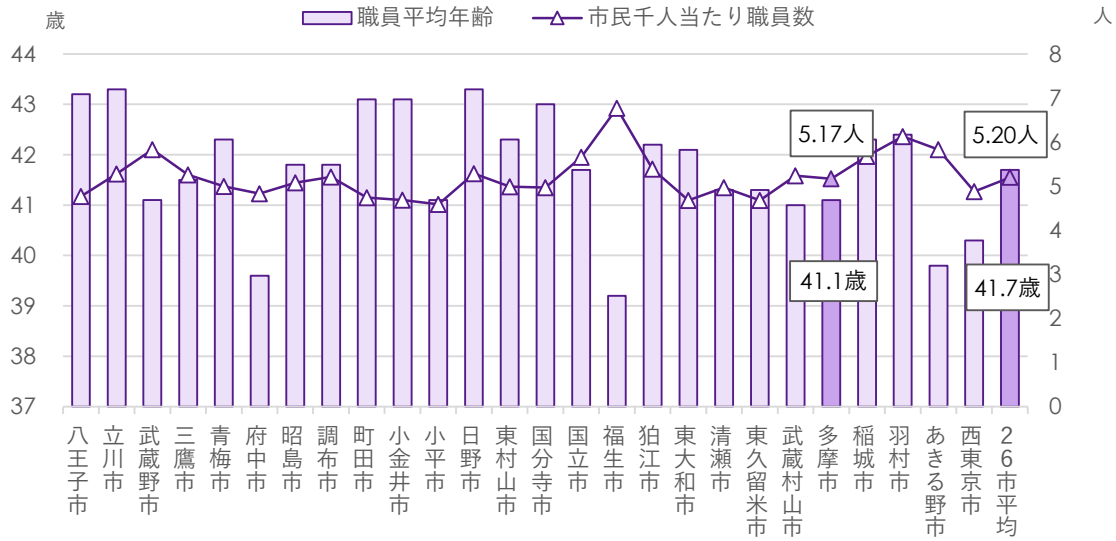
市民1人当たりの人件費は26市中で高い方から16位、市民1人当たりの職員給は、26市中で高い方から13位となっています。職員の新陳代謝が進んできたこと等が要因で、26市平均とほぼ同じくらいになっています。



3.3.4　26市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数

多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、この時期に多くの職員を雇用しましたが、今はその世代が定年を迎えたことにより、急速に平均年齢が下がっており、平均年齢は高い方から26市中で19番目となっています。過去には平均年齢が高かったことにより、平均給与が高水準となっていましたが、現在は解消されています。

また、市民千人当たりの職員数は、多い方から13位と26市平均よりわずかに少なくなっています。



※　職員数は総務省の「令和7年地方公共団体定員管理調査結果（令和7年4月1日現在）」を基に作成

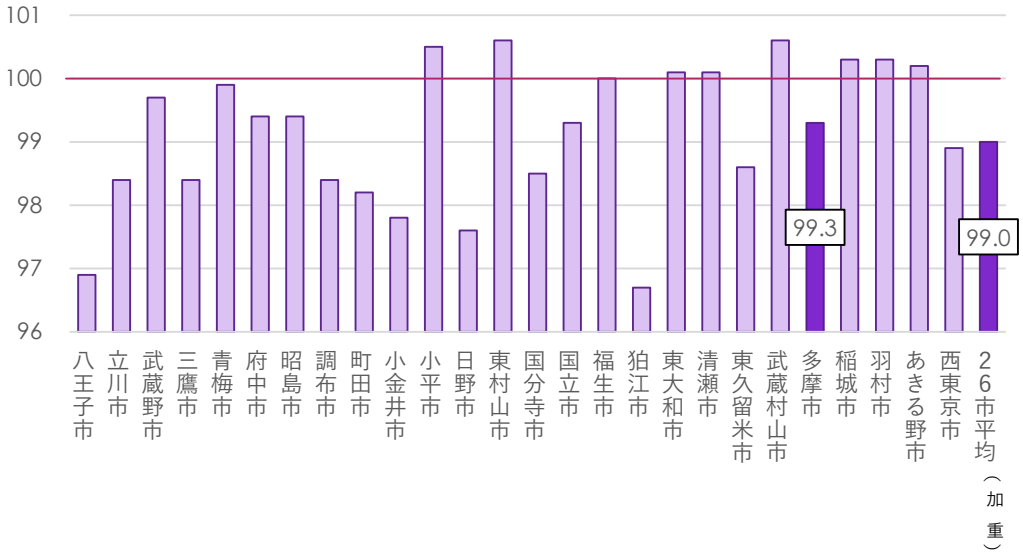
※　職員平均年齢数は総務省の「給与・定員等の調査結果」を基に作成

3　歳出

3.3.5　26市におけるラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国の給与水準を100とした場合の当該団体の給与水準を表したものです。

令和7年度は、前年度から0.2ポイント減少し99.3となりました。順位では、26市中で指数の高い方から14位（昨年度16位）であり、26市中概ね中位となっています。



3　歳出

3.4　性質別経費の分析：扶助費

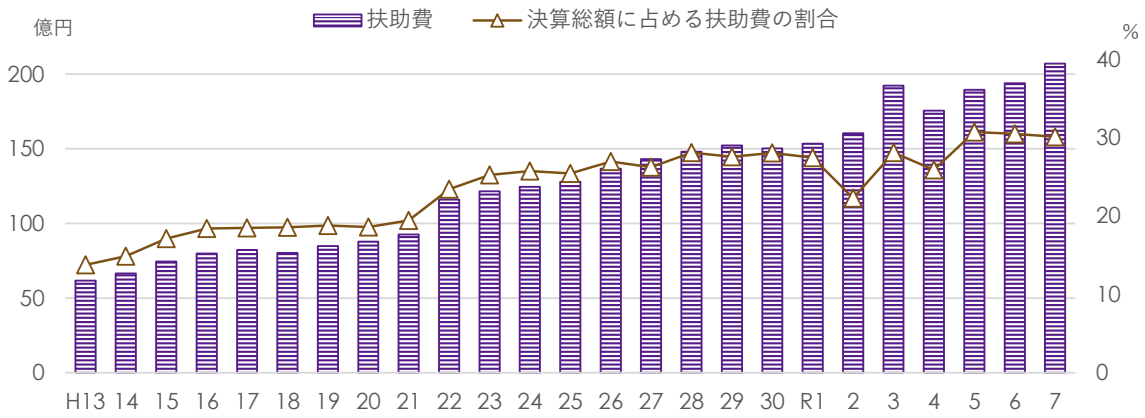
3.4.1　扶助費と決算総額に占める割合の推移

扶助費とは、生活保護費や障害福祉サービス費等の福祉、医療に係る経費のことです。

令和２年度の決算総額に占める扶助費の割合が低くなっているのはその年に特別定額給付金があり、決算総額が臨時的に大きくなったためです。令和３年度の扶助費が大きく増えているのはその年に子育て世帯への臨時特別給付金があったためです。

扶助費の総額は、平成17・18年度に保育所運営費の性質区分を段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、平成22年度以降は、子ども手当制度（現児童手当制度）の開始や生活保護費、障害福祉サービス費等の増により再び大きく増加しています。

近年は臨時的な要因で増減がありますが、経常的な扶助費は年々増加傾向にあり、令和７年度は200億円を超えました。



単位：千円、%

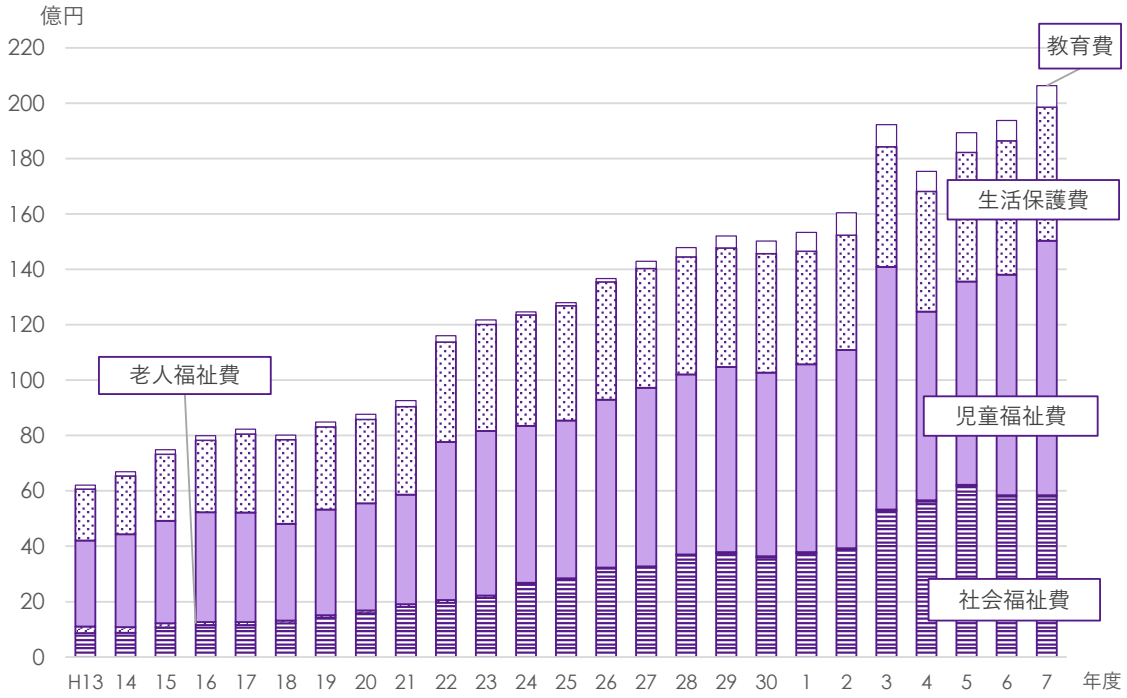
年度	R1	2	3	4	5	6	7
扶助費	15,344,942	16,047,521	19,233,515	17,558,039	18,947,457	19,383,484	20,710,658
決算総額に占める割合	27.4	22.3	28.1	25.9	30.7	30.5	30.1

（最終決算年度から7年間）

3　歳出

3.4.2　扶助費の内訳の推移

平成17・18年度の児童福祉費、平成19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありましたが、平成22年度の児童福祉費の制度改正に伴う増など、全体的に増加傾向が続いています。令和３年度の児童福祉費は新型コロナウイルス感染症対策である子育て世帯への臨時特別給付金、社会福祉費は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金によりそれぞれ一時的に増加したものです。令和７年度は、児童手当の所得制限撤廃の通年化や物価高対応子育て応援手当の支給により、児童福祉費が大きく増えました。また、障害福祉サービス費や、子どものための保育・教育給付費も引き続き増加しています。



単位：千円

年度	R1	2	3	4	5	6	7
社会福祉費	3,748,934	3,889,725	5,293,093	5,616,763	6,176,189	5,802,603	5,797,137
老人福祉費	41,381	36,952	41,162	42,368	43,262	47,284	48,734
児童福祉費	6,789,036	7,156,175	8,761,731	6,816,952	7,345,251	7,966,120	9,193,343
生活保護費	4,082,790	4,147,385	4,345,439	4,345,778	4,659,850	4,837,838	4,822,956
教育費	676,534	814,449	787,890	720,996	710,773	728,073	772,639
その他	6,267	2,835	4,200	15,182	12,132	1,566	75,849
計	15,344,942	16,047,521	19,233,515	17,558,039	18,947,457	19,383,484	20,710,658

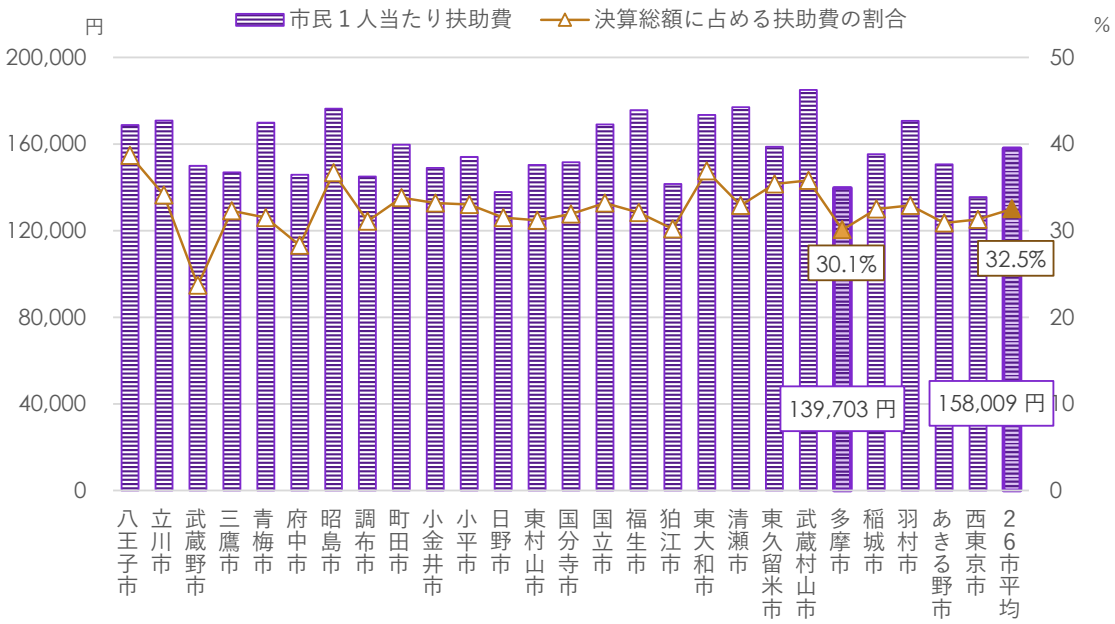
（最終決算年度から7年間）

○社会福祉費＝　障害福祉サービス費などの福祉に係る経費
○老人福祉費＝　高齢者への生活支援などの高齢者福祉に係る経費
○児童福祉費＝　保育に係る給付費や児童手当などの子育てに係る経費
○生活保護費＝　生活困窮者に対する保護に係る経費
○教育費　＝　幼稚園等に係る給付費や給食費援助、就学援助費などの教育に係る経費
○その他　＝　災害救助に係る経費や母子衛生などに係る経費

3　歳出

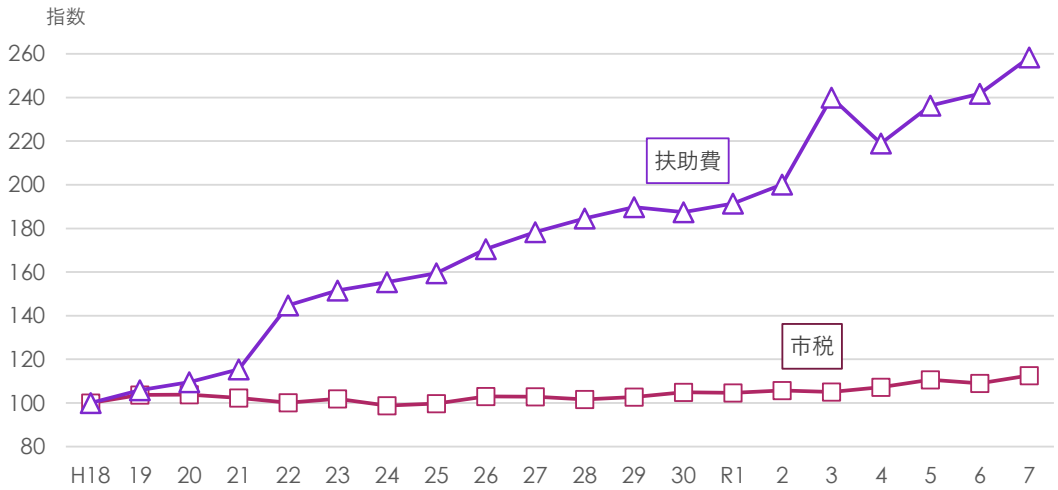
3.4.3　26市における市民１人当たりの扶助費と決算総額に占める割合

市民1人当たりの扶助費は、26市の中で３番目に少なく、26市平均と比べて１割以上少ない額となっています。



3.4.4　市税と扶助費の変動状況：　20年前を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、20年前の数値をそれぞれ100として、令和７年度までの20年間の推移を示したものです。市税は概ね横ばいとなっている一方、扶助費の伸びは大きく、約2.6倍になっています。令和３年度に臨時特別給付金があったため、令和４年度で減少したように見えますが、経常的な扶助費は増加を続けているため、令和５年度に再び増加し、令和７年度も引き続き増加となりました。



指数

年度	R1	2	3	4	5	6	7
市税	106	107	106	108	112	110	113
扶助費	187	195	234	214	231	236	258

（最終決算年度から7年間）

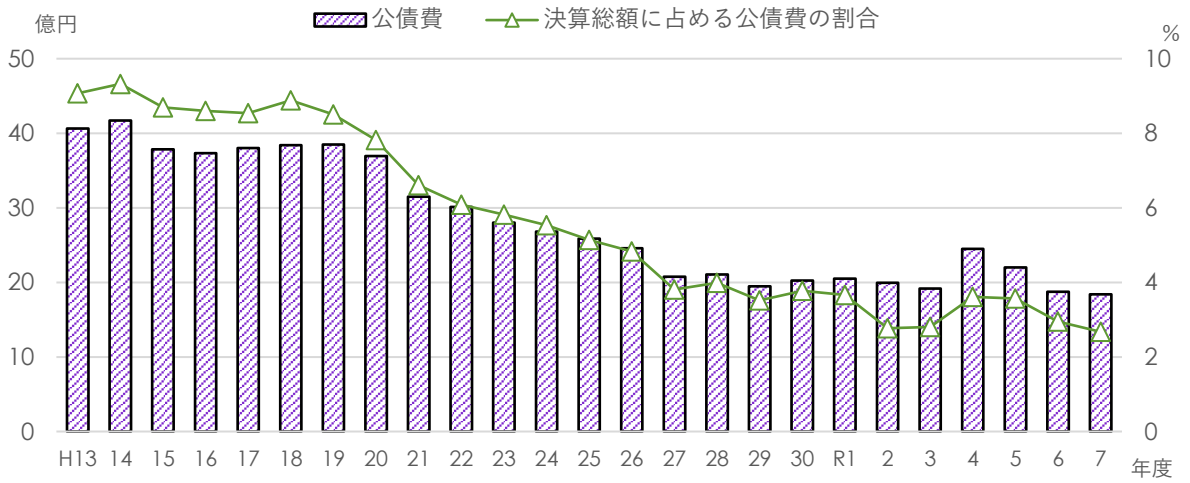
3　歳出

3.5　性質別経費の分析：公債費

3.5.1　公債費と決算総額に占める割合の推移

公債費とは、過去に借りた地方債の償還にかかるお金のことです。

ニュータウン整備期に借入れた大規模な債務の償還が進んでいることに加えて、新規の地方債の発行抑制や繰上げ償還を行ったことなどにより減少傾向が続いていましたが、令和4・5年度は、後年度負担の軽減等のために繰上げ償還を行ったことにより、一時的に増加しました。令和6年度からは再び減少に転じ令和7年度はさらに減少しましたが、今後は、多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。



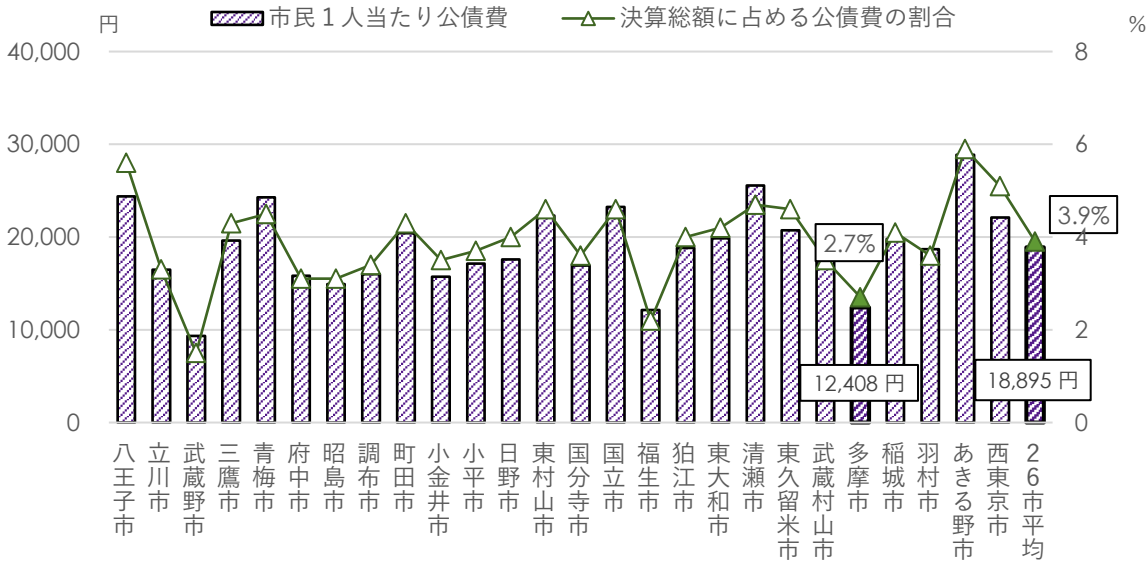
単位：千円、%

年度	R1	2	3	4	5	6	7
公債費	2,050,136	1,994,771	1,918,926	2,448,198	2,200,867	1,875,132	1,839,521
決算総額に占める割合	3.7	2.8	2.8	3.6	3.6	2.9	2.7

（最終決算年度から7年間）

3.5.2　26市における市民１人当たりの公債費と決算総額に占める割合

26市平均を下回る結果となりました。令和7年度は26市中で少ない方から数えて3位となっています。



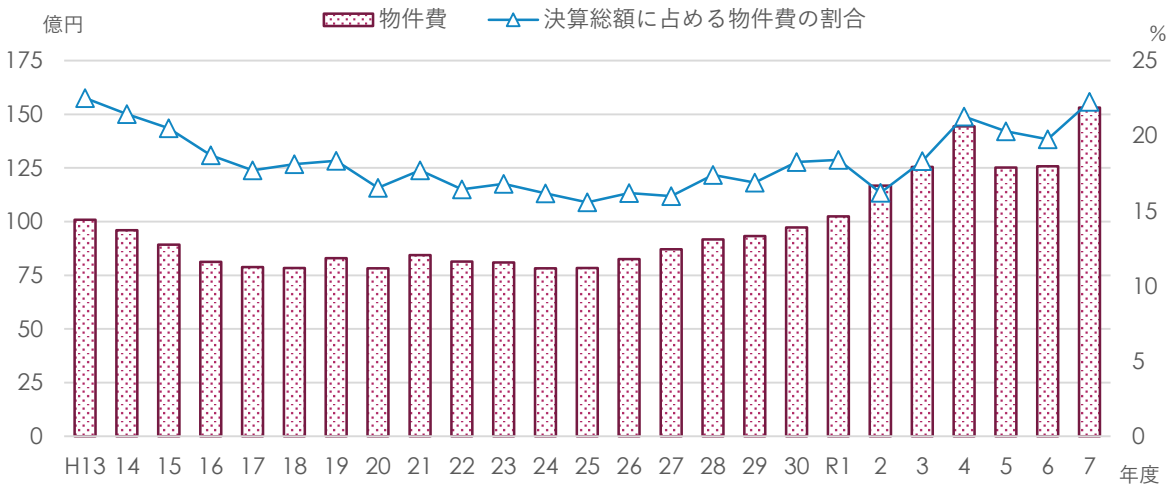
3　歳出

3.6　性質別経費の分析：物件費

3.6.1　物件費と決算総額に占める割合の推移

物件費とは、他の性質に属さない消費的支出で、需用費、使用料、委託料などがあります。

平成13年度からは様々な削減努力により減少傾向でしたが、平成25年度からは民間委託化、予防接種の定期接種化などにより委託料増加の影響が大きく、昨今は物価高騰の影響で経常的な物件費も増加傾向にあります。令和７年度は、総合事務管理システムの更新や物価高騰対策で全市民へのギフトカードの配布、小・中学校の学習用端末の更新などが主な増要因となっています。



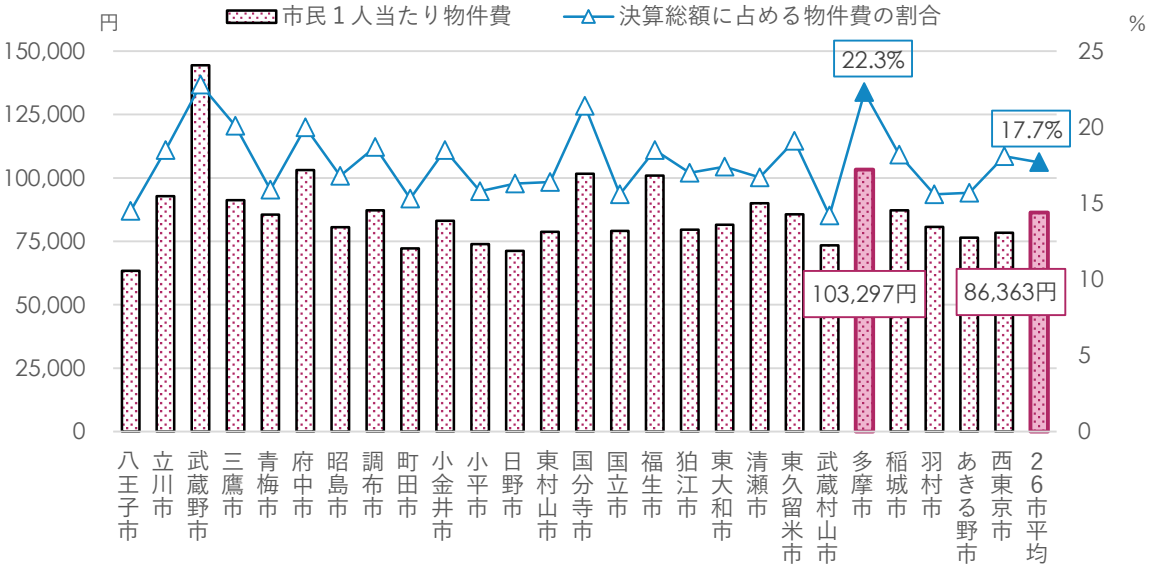
単位：千円、%

年度	R1	2	3	4	5	6	7
物件費	10,238,862	11,680,297	12,545,938	14,436,346	12,525,103	12,574,320	15,313,564
決算総額に占める割合	18.4	16.2	18.3	21.3	20.3	19.8	22.3

（最終決算年度から7年間）

3.6.2　26市における市民１人当たりの物件費と決算総額に占める割合

多摩市は公共施設が多く、その維持管理に外部委託を積極的に活用しているため、市民１人当たりの物件費は26市の中で２番目に多くなっています。

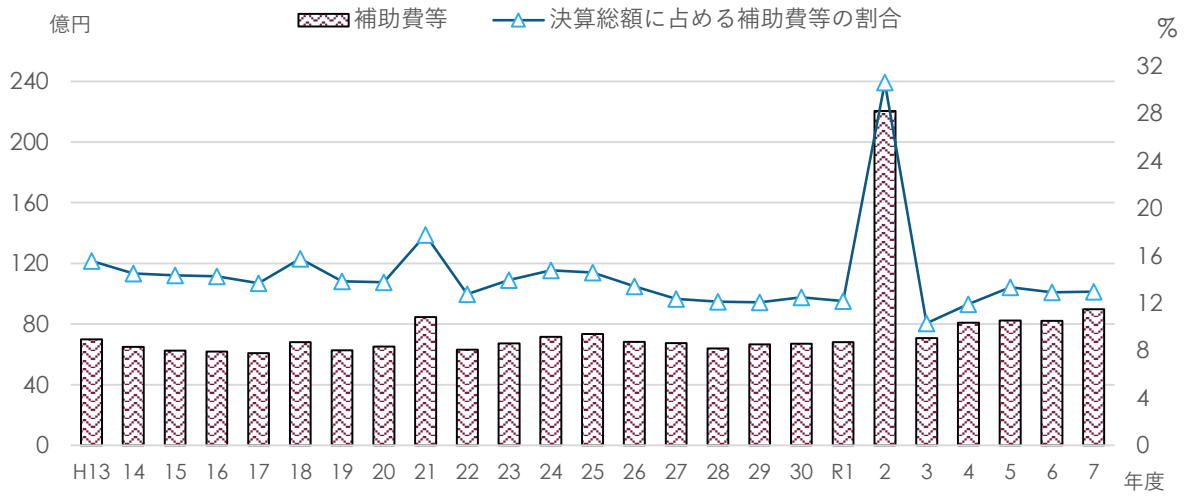


3　歳出

3.7　性質別経費の分析：補助費等

3.7.1　補助費等と決算総額に占める割合の推移

補助費等とは、市から他の地方公共団体や民間に対して行政上の目的により行う現金的給付です。補助金や交付金、一部事務組合への負担金などがこれに当たります。平成21年度は定額給付金、令和2年度は特別定額給付金の給付により大きく増加しました。近年は抑制に努めていますが、令和7年度は、一部事務組合への負担金増などのため令和6年度よりも増加しています。



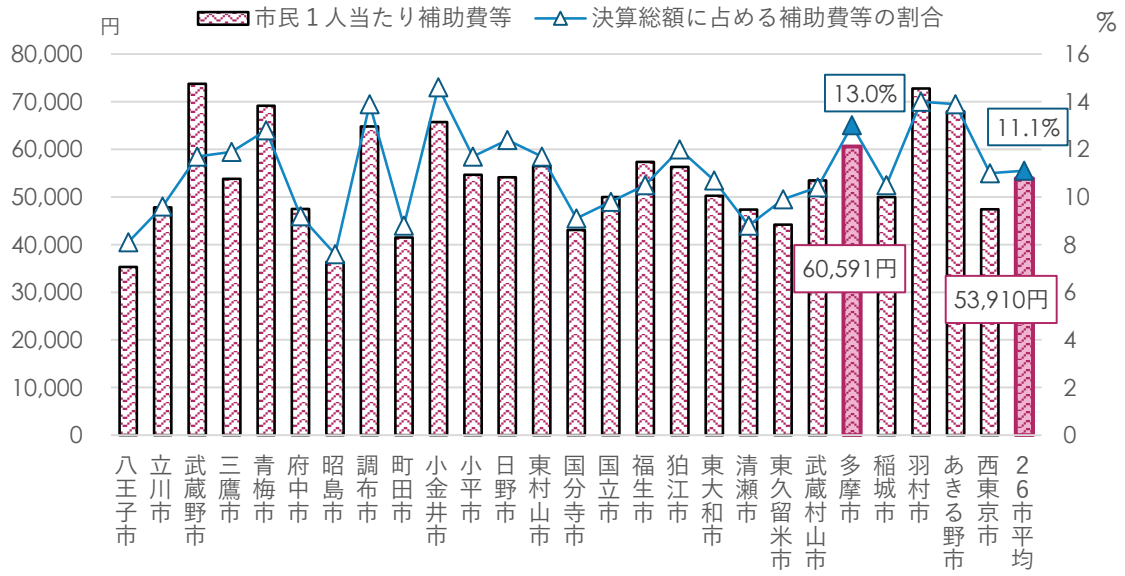
単位：千円、%

年度	R1	2	3	4	5	6	7
補助費等	6,810,935	22,058,279	7,063,272	8,084,101	8,231,980	8,211,121	8,982,548
決算総額に占める割合	12.2	30.6	10.3	11.9	13.3	12.9	13.0

（最終決算年度から7年間）

3.7.2　26市における市民１人当たりの補助費等と決算総額に占める割合

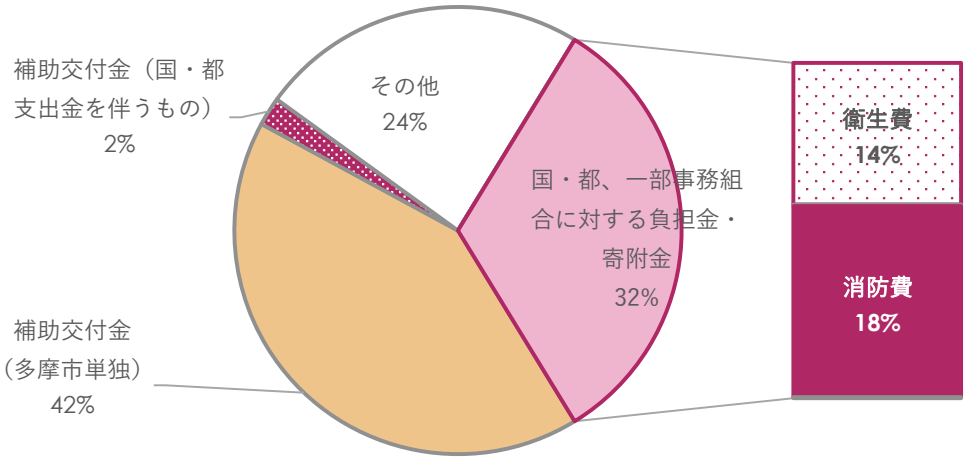
多摩市の補助費等については、下水道事業会計の公営企業化に伴う繰出金は他市と比べ低い水準にありますが、市単独で行った民生費関係への補助交付金が高い水準であるため、補助費等全体としては26市と比較し若干高めの水準となっています。



3　歳出

3.7.3　補助費等の内訳

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では決定できないものが例年多くを占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関わりが深く、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。



単位：千円

	衛生費	消防費	民生費	その他	計
一部事務組合に対する負担金等	**1,234,309**	6,065	13,840	8,719	1,262,933
国・都に対する負担金等	0	**1,657,964**	62	598	1,658,624
補助交付金（多摩市単独）	76,269	680	**3,244,011**	420,085	3,741,045
補助交付金（国・都支出金を伴うもの）	7,556	0	119,770	58,615	185,941
その他の負担金等	5,391	72,342	11,208	703,367	792,308
その他	162,125	1,574	431,358	746,640	1,341,697
計	1,485,650	1,738,625	3,820,249	1,938,024	8,982,548

※「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。
※「国・都に対する負担金等」は主に東京消防庁に常備消防を事務委託している経費です。
※「補助交付金（多摩市単独）」の約87%は民生費で、更にそのうちの約36%が民間保育所の安定的な運営と充実のための補助です。

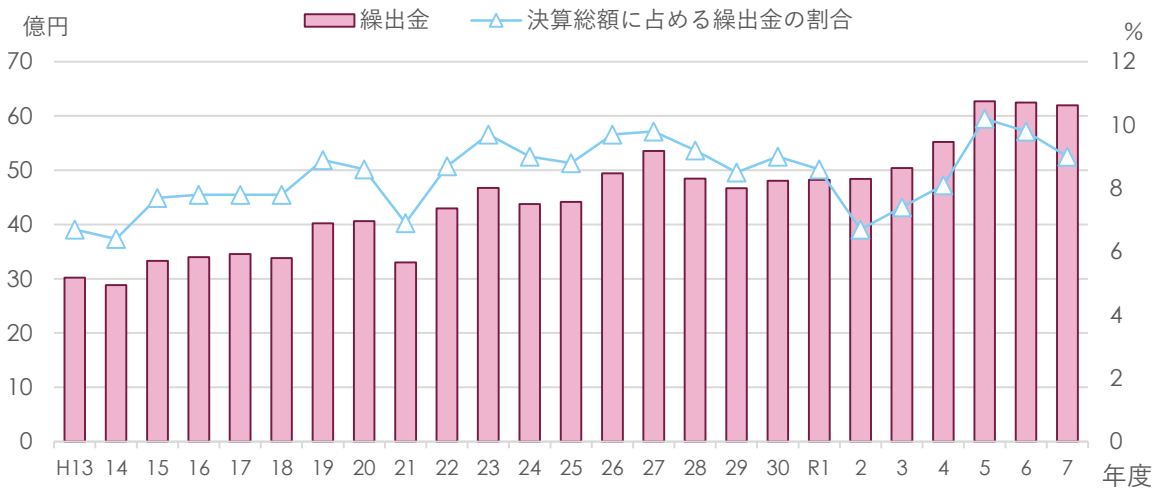
3　歳出

3.8　性質別経費の分析：繰出金

3.8.1　繰出金と決算総額に占める割合の推移

繰出金は、一般会計から特別会計に支出する経費です。

社会保障経費である、国民健康保険特別会計への繰出金の総額は、昨年度と比べ減少しています。国民健康保険特別会計への繰出金は、課税対象者の所得増や被保険者数の減少、国民健康保険事業費納付金の減少などにより減少しました。介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金は高齢化により増加傾向です。



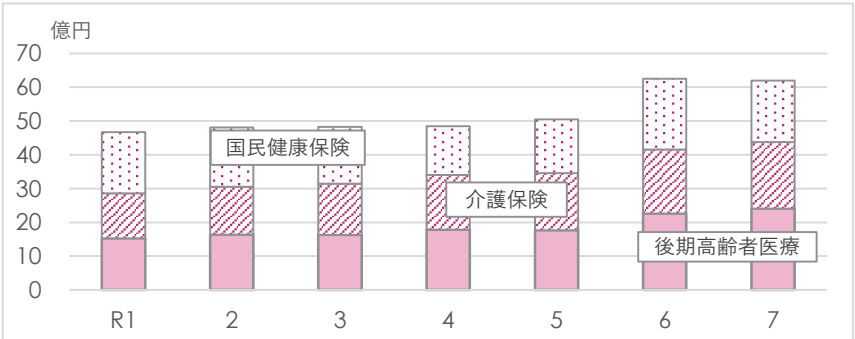
単位：千円、%

年度	R1	2	3	4	5	6	7
繰出金	4,824,344	4,840,602	5,043,193	5,523,720	6,271,929	6,249,462	6,197,698
決算総額に占める割合	8.6	6.7	7.4	8.1	10.2	9.8	9.0

（最終決算年度から7年間）

会計毎の内訳（上段は決算額、下段は構成比）　　単位：千円

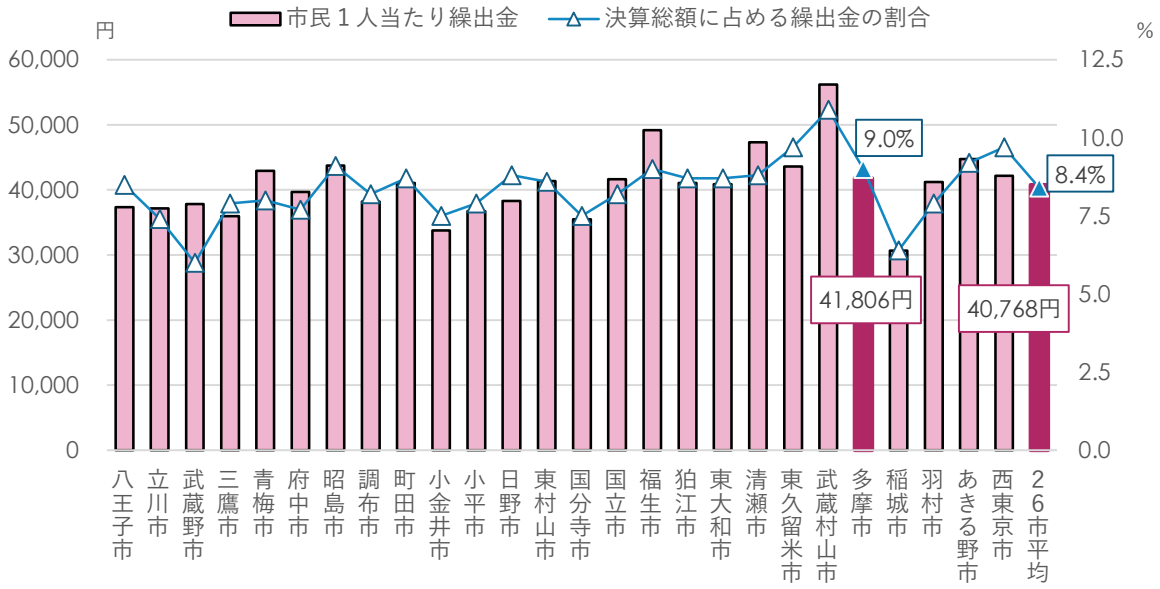
年度	R1	2	3	4	5	6	7
国民健康保険	1,630,369	1,438,018	1,583,007	1,789,905	2,263,140	2,090,325	1,821,956
	33.8%	29.7%	31.4%	32.4%	36.1%	33.4%	29.4%
介護保険	1,514,939	1,614,357	1,692,738	1,768,431	1,873,447	1,898,169	1,968,102
	31.4%	33.4%	33.6%	32.0%	29.9%	30.4%	31.8%
後期高齢者医療	1,679,036	1,788,227	1,767,448	1,965,384	2,135,342	2,260,968	2,407,640
	34.8%	36.9%	35.0%	35.6%	34.0%	36.2%	38.8%



3　歳出

3.8.2　26市における市民1人当たりの繰出金と決算総額に占める割合

決算総額に占める割合は、26市中で多い方から6位となり、26市平均よりも高くなっています。



4　基金・地方債・債務負担行為

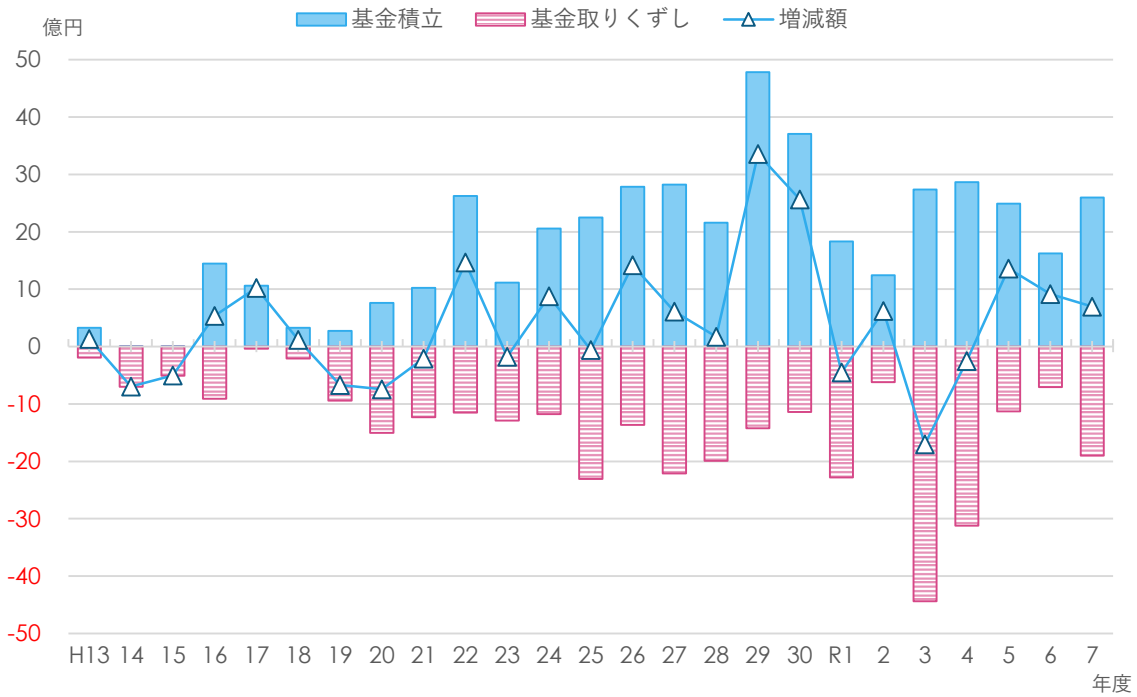
4.1　基金の状況

市の貯金を「基金」といいます。基金には特定の目的のために財産を維持したり、資金を積み立てるために設置された「特定目的基金」、財源の不足を補うために資金を積み立てる「財政調整基金」があります。これらの基金にお金を積み立てる経費を「積立金」、貯金を下ろすことを「取りくずし」といいます。財政状況が厳しくなると、基金への積立金は減少し、基金取りくずしが増加します。

令和7年度の基金の取りくずし額は、財政調整基金の取りくずしが12.5億円増加したため、前年度に比べ増加しました。基金全体で約19億円を取りくずした一方、決算剰余金の一部（次頁参照）の積み立て等により、積み立て総額は基金全体で約26億円となりました。

4.1.1　基金の積立と取りくずし状況の推移

近年の積立要因としては、平成26年度は市税や税連動交付金が増額となったこと、平成27年度は多摩清掃工場第二期施設建設工事損害賠償金返還金を積み立てたこと、平成29・30年度は旧西愛宕小学校用地の売払収入や今後予定される施設の大規模改修工事等に備えるため基金を積み立てたこと等があります。一方、取りくずし要因としては、平成28年度は多摩第二小学校などの小学校建替工事に充てるための公共建築物等整備保全基金、令和元年度は武道館及び陸上競技場改修工事のため、令和3年度はパルテノン多摩の改修工事のため、令和4年度は中央図書館の建設工事等に都市計画基金の取りくずしを行ったこと等があります。



単位：千円

年度	R1	2	3	4	5	6	7
基金積立	1,832,849	1,240,784	2,737,181	2,867,915	2,490,738	1,622,359	2,596,815
基金取りくずし	2,282,165	618,902	4,437,768	3,120,261	1,131,670	706,406	1,901,218

（最終決算年度から7年間）

4　基金・地方債・債務負担行為

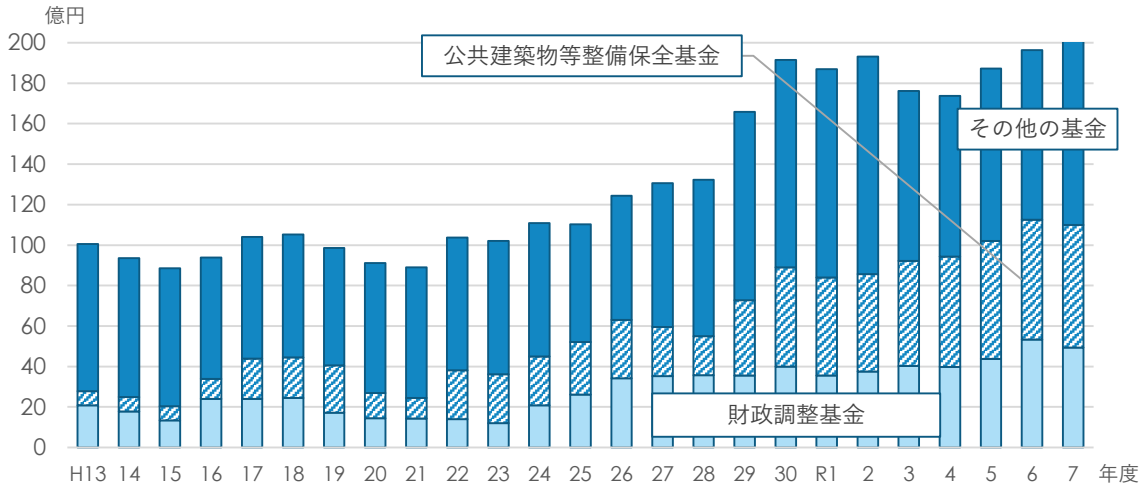
4.1.2　基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。一定の残高が確保されていないとその機能を果たすことができません。決算剰余金や執行段階での工夫・精査により生み出した財源を年度末に積み立てるなどの取り組みにより、基金の見直し方針で定めた目標額約33億円（標準財政規模の1割程度）を維持しています。

「公共建築物等整備保全基金」は、本市の公共施設及び都市基盤の整備保全に充てることを目的とする基金です。今後の公共施設などの大規模改修等を見据え、計画的な積立てを行っています。

「その他の基金」は、庁舎増改築基金、都市計画基金や福祉基金などの特定目的基金です。

令和3年度、4年度は、パルテノン多摩の改修工事や中央図書館の建設工事に、計画的に積立を行っていた都市計画基金を大きく取りくずしたため基金残高は減少しましたが、今後に備えて積み増したことにより、令和7年度は約7億円増加となりました。



積立基金の各年度末現在高　　単位：千円

年度	R1	2	3	4	5	6	7
財政調整基金	3,557,195	3,751,627	4,033,548	3,976,046	4,379,833	5,337,793	4,933,794
公共建築物等整備保全基金	4,844,453	4,819,472	5,180,301	5,460,014	5,833,325	5,911,348	6,067,340
その他の基金	10,295,901	10,748,332	8,404,995	7,930,438	8,512,408	8,392,413	9,336,017
計	18,697,549	19,319,431	17,618,844	17,366,498	18,725,566	19,641,554	20,337,151

（最終決算年度から7年間）

〔コラム〕決算剰余金と財政調整基金

決算剰余金（前年度繰越金）とは、歳入歳出決算額の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支の黒字額のことで、一般的には標準財政規模（※）の3%から5%程度が適当であるとされています。令和7年度決算額は、標準財政規模（35,352,673千円）に対し約5.5%となりました。これは、税や税連動交付金の予算と決算の差額が増えたこと、国や都の支出金に余剰が生じたこと（この分は翌年度に返還します）などによります。

本市では、前年度決算額の確定を踏まえ、例年9月議会で決算剰余金の処分に関する予算処理を行っています。地方財政法の規定に沿い、決算剰余金の1/2以上を地方債の繰上償還又は、基金への積立てを行うほか、国・都支出金の精算に伴う返還金や補正予算編成の財源としています。

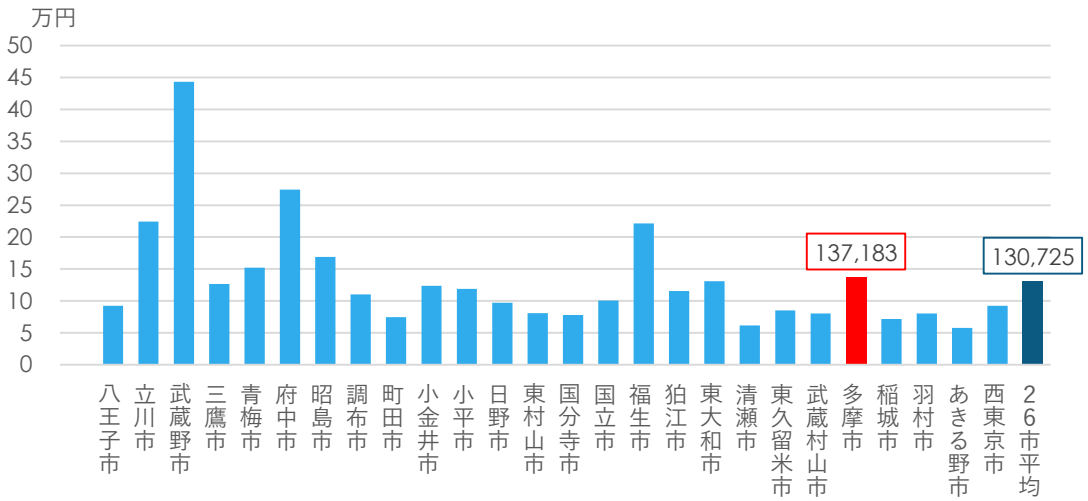
令和7年度決算剰余金は19.4億円となり、上記の規定に沿い、財政調整基金の積立を9.7億円、令和8年度9月議会で予算計上する予定となっています。また、令和8年度における令和7年度の国都支出金精算に伴う返還金は現時点で 4.8億円を見込んでいます。

※標準財政規模とは、地方税、普通交付税、地方譲与税等の一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

4　基金・地方債・債務負担行為

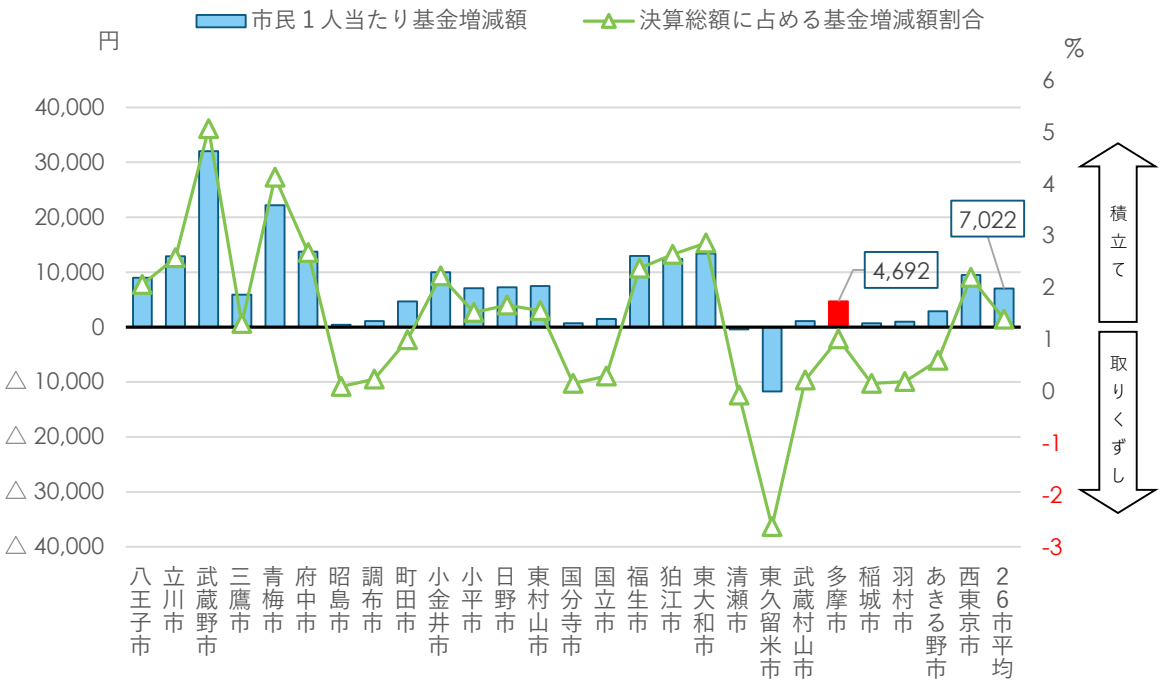
4.1.3　26市における市民１人当たりの基金残高

市民1人当たりの基金残高（積立基金・定額運用基金の合計額）は、26市中で多い方から7位となり、26市平均を上回る額になっています。健全で安定した財政運営を行うためには、適正な額の基金を確保することが必要不可欠です。



4.1.4　26市における市民１人当たりの基金増減額と決算総額に占める割合

令和7年度の市民1人当たりの積立基金増減額は、プラスとなりました。これは、26市中で15位であり、26市平均を下回る額になっています。



4　基金・地方債・債務負担行為

4.2　地方債・債務負担行為の状況

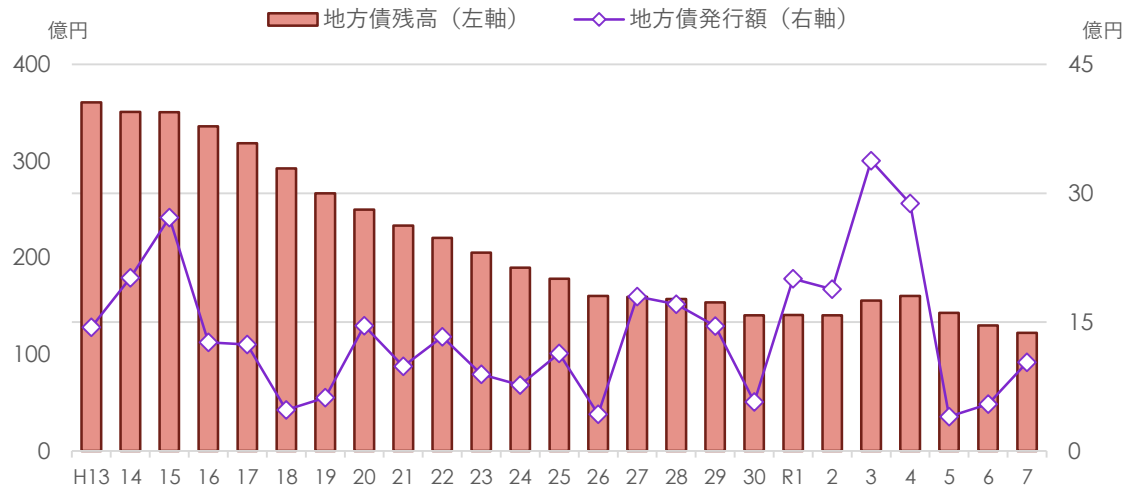
「地方債」は市の借金に例えられます。公共施設の整備や更新には、一時的に大きな財政負担が生じるため、その年度の収入だけで賄おうとすると、他の事業の財源が不足します。また、公共施設は長く使用するため、使用する世代も応分の負担をすることで、世代間負担の公平性が図られます。これらの観点から、普通建設費を対象として、地方債を発行しています。

一方、「債務負担行為」は分割払いに例えられ、複数年にわたり支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行う場合のほか、機器のリースやごみの収集委託など複数年の契約を結ぶ場合などに設定します。

4.2.1　地方債残高と地方債発行額の推移

地方債残高は、平成8年度の借入により大幅に増加し、高い水準で推移しましたが、その後は減少に転じ、現在はピーク時（平成12年度：37,387,339千円）の半分以下となっており、近年はほぼ横ばいに推移しています。地方債発行額は、令和3年度にパルテノン多摩の大規模改修工事、令和4年度に中央図書館の建設工事等に地方債を発行したことにより大きく増加しました。令和7年度は大松台小学校の大規模改修工事や市営関戸第一住宅改修工事等のため令和5，6年度と比較すると2倍程度の発行額になっていますが、過去25年間では下から10番目の発行額になります。。

なお、令和10年度以降多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。



単位：千円

年度	R1	2	3	4	5	6	7
地方債残高	14,079,191	14,042,629	15,561,318	16,038,098	14,277,051	12,980,905	12,208,812
地方債発行額	2,004,600	1,882,100	3,379,400	2,879,800	400,000	544,000	1,030,900

（最終決算年度から７年間）

〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度で賄うのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」や道路などの公共施設は、数十年にわたって使っていきます。

そのため、公共施設の整備や更新に必要な財源は、現役世代だけでなく、その公共施設を使用する将来世代にも負担してもらうのが公平と考えることができます。このことを「世代間の公平負担」といいます。

地方債は、単に不足する財源の穴埋めをするだけではなく、「世代間の公平負担」を確保するという側面もあります。とはいえ、現役世代が借金をしすぎて将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、計画的な借入れと返済が求められます。

4　基金・地方債・債務負担行為

（資料）令和7年度に発行した地方債一覧

事業名	発行額（千円）	利率（%）	借入年数（年）	元利償還額（円）
市営関戸第一住宅改修工事事業債	235,000	2.5	20	299,699,122
鶴牧中学校大規模改修工事事業債	56,900	2.2	15	67,036,343
大松台小学校大規模改造工事事業債	84,000	2.2	15	99,790,642
大松台小学校大規模改造工事事業債	300,000	2.5	15	363,562,629
桜ヶ丘コミュニティセンター改修工事事業債	200,000	2.5	15	242,375,095
総合体育館空調設置工事事業債	155,000	1.5	10	169,168,161
合計	1,030,900			1,241,631,992

4　基金・地方債・債務負担行為

4.2.2　債務負担行為の推移（債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、一般財源で支払う額の推移）

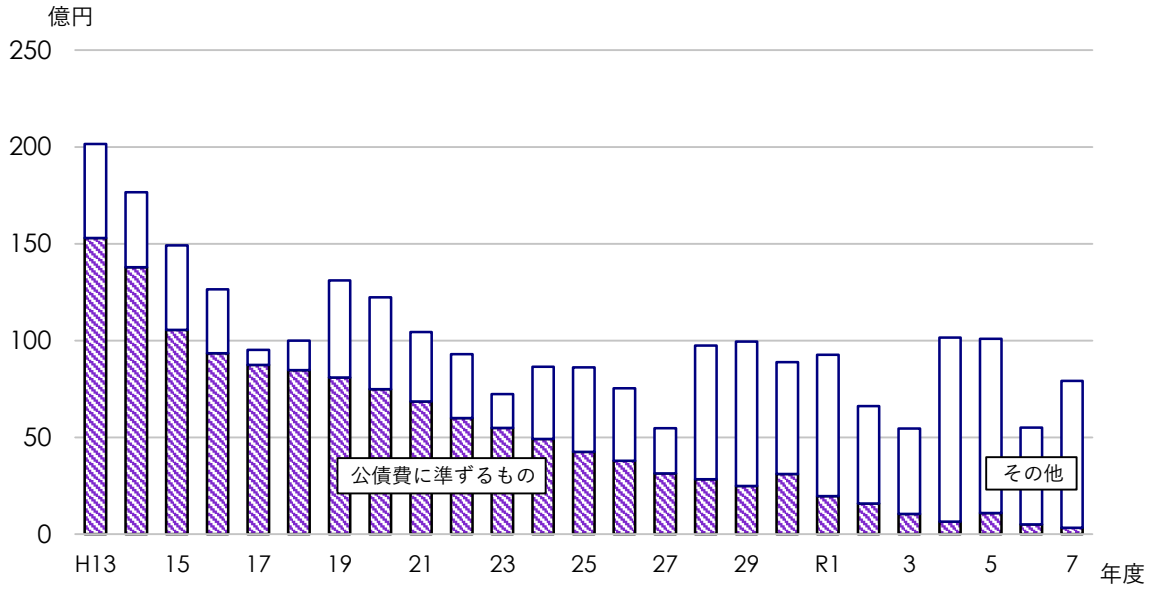
債務負担行為には、土地や建物等の資産を分割して購入する「公債費に準ずるもの」と長期の業務委託契約などの「その他」の２つに大別できます。

「公債費に準ずるもの」は、ニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため、過去には非常に多かったものの、解消が進んでいます。

「その他」は周期的に増減を繰り返しますが、これはごみの収集や給食調理等の長期契約を結んだ年は増加し、年々減少するためです。

ここでは、市の実質的な負担額を見るため翌年度以降の支出予定額のうち、国や都の補助金や地方債を除いた一般財源等で支払う予定の額を記載しています。

令和7年度は、「公債費に準ずるもの」は、市道の舗装や拡幅整備工事に係る債務負担行為が解消したこと等により減少しましたが、「その他」については総合事務管理システムの更新等に係る長期契約を締結した結果、全体として令和6年度よりも増加しました。



単位：千円

年度	R1	2	3	4	5	6	7
公債費に準ずるもの	1,959,429	1,583,358	1,045,772	649,801	1,096,291	497,314	320,649
その他	7,306,091	5,035,955	4,401,258	9,494,906	8,992,552	5,007,530	7,599,407

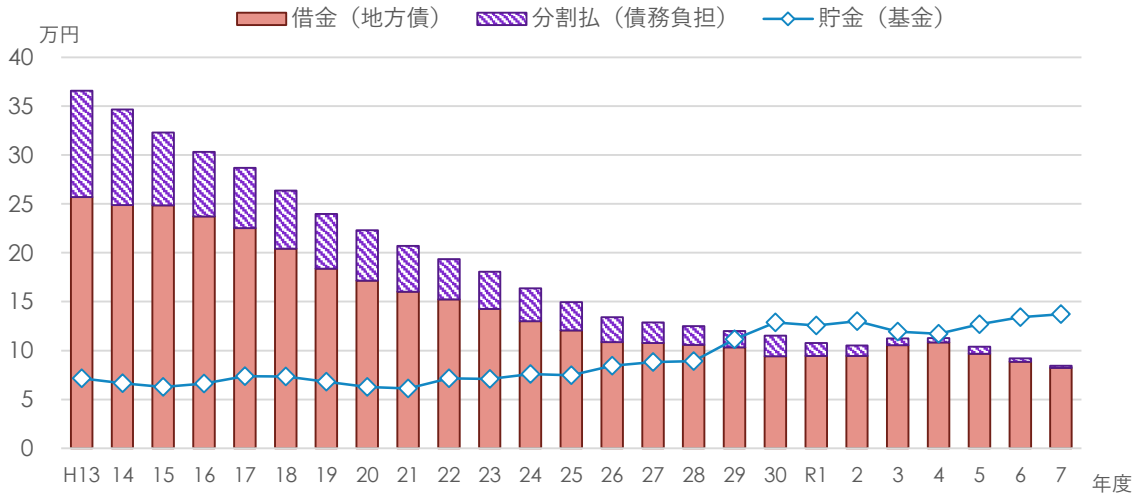
（最終決算年度から7年間）

4　基金・地方債・債務負担行為

4.2.3　市民１人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移

地方債の残高と、債務負担行為のうち公債費に準ずるものの翌年度以降支出予定額の合計が、将来世代が負担する借金や分割払いの額といえます。これらの額と、貯金の額と言える基金残高について、市民一人当たりの額を算出しました。

近年は、貯金が借金及び分割払いの合計額を超えていますが、今後、多くの公共施設の更新時期を迎えるため、借金及び分割払いの合計額は貯金よりも大きくなる見込みです。引き続き借金の抑制に努め健全な財政運営を図ります。



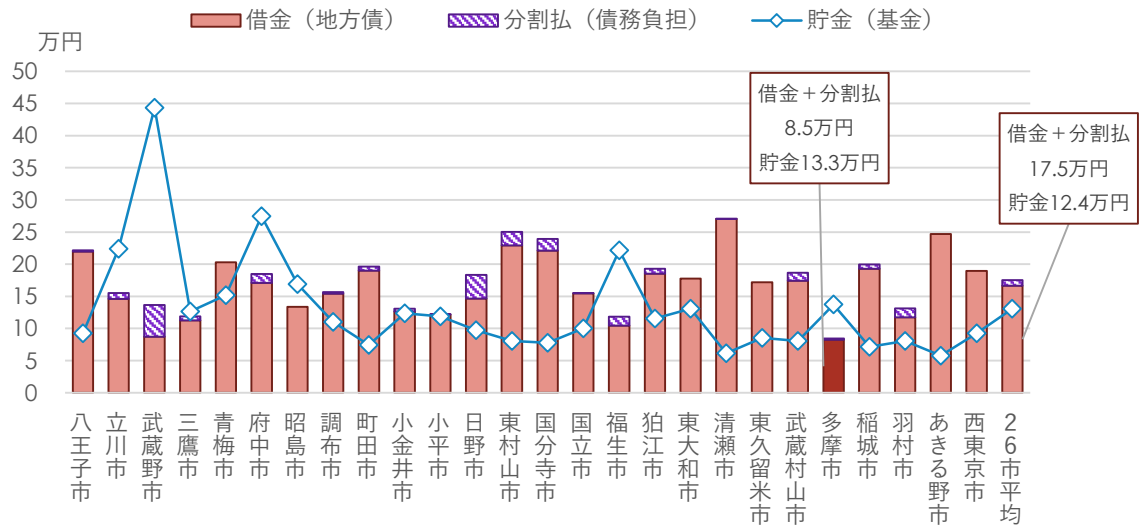
単位：円

年度	R1	2	3	4	5	6	7
借金（地方債）	94,596	94,620	105,463	108,287	96,629	88,650	82,354
分割払い（債務負担）	13,165	10,669	7,087	4,387	7,420	3,396	2,163
貯金（基金）	125,626	130,175	119,408	117,256	126,737	134,137	137,183

（最終決算年度から7年間）

4.2.4　26市における市民１人当たりの貯金と借金・分割払い

市民1人当たりの貯金（基金）から借金・分割払い（地方債・債務負担行為）を差し引いた金額の幅について、26市平均はマイナス5万2千円です。多摩市はプラス4万8千円で5番目に大きい差引幅となっています。



5　財政指標

自治体の財政状況を判断する目安を財政指標といいます。
主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。
平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

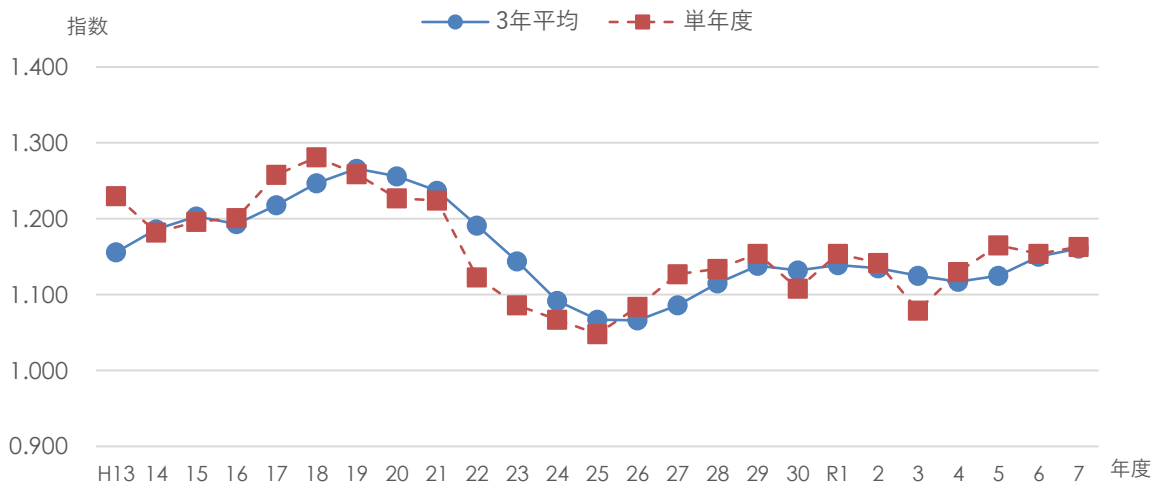
5.1　財政力指数

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。
財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。
また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。
この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが一般的です。

※「基準財政需要額」…普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮想の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げた、いわばモデル計算です。
※「基準財政収入額」…普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

5.1.1　財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。単年度指数は平成5年度以降1.2前後と高い水準で推移していましたが、平成18年度をピークに平成25年度まで減少が続き、近年では1.1前後となっています。
令和7年度は、税収等の増加により、単年度指標、3年平均ともに前年度と比べ増加しました。



年度	R1	2	3	4	5	6	7
3年平均	1.139	1.135	1.125	1.117	1.125	1.150	1.161
単年度	1.154	1.142	1.079	1.130	1.165	1.154	1.163

（最終決算年度から7年間）

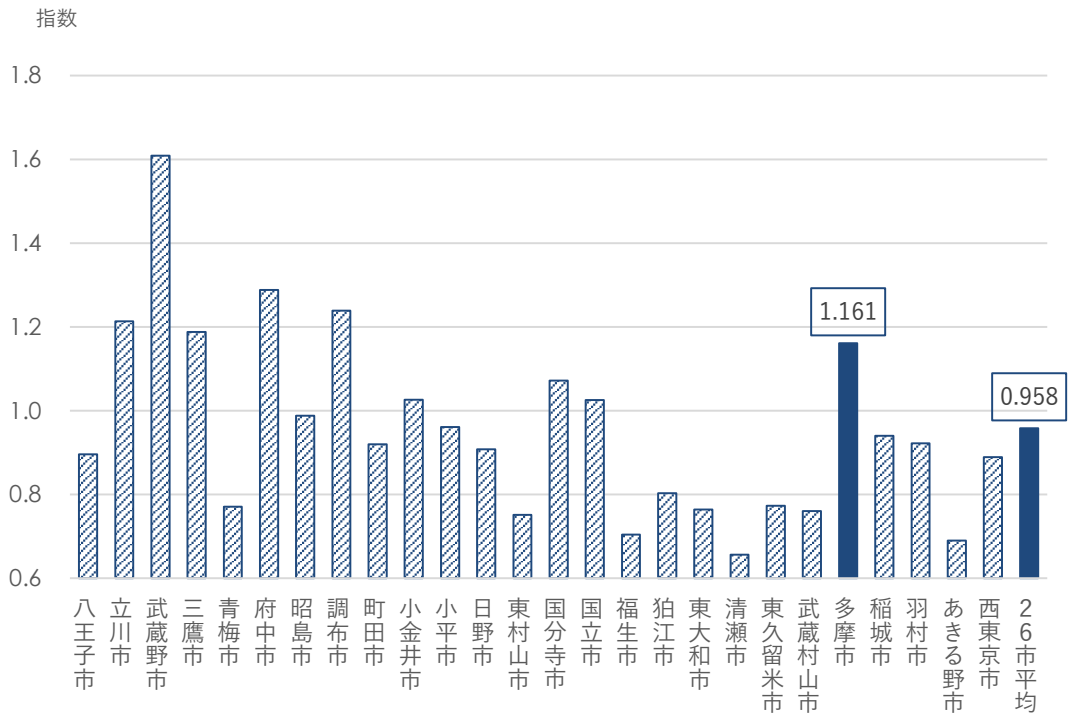
5　財政指標

5.1.2　26市の財政力指数

令和7年度における多摩市の財政力指数は1.161（3年平均）です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、その中でも多摩市は26市中「6位」で、26市平均と比べ高い数値となっています。

なお、単年度の財政力指数が「１」以上の場合、普通交付税は交付されません。

単年度の財政力指数が1以上の団体は、26市では多摩市を含め9市です。また、全国1,765団体（都道府県及び市町村）では、4.4％にあたる78団体です。



5　財政指標

5.2　公債費負担比率

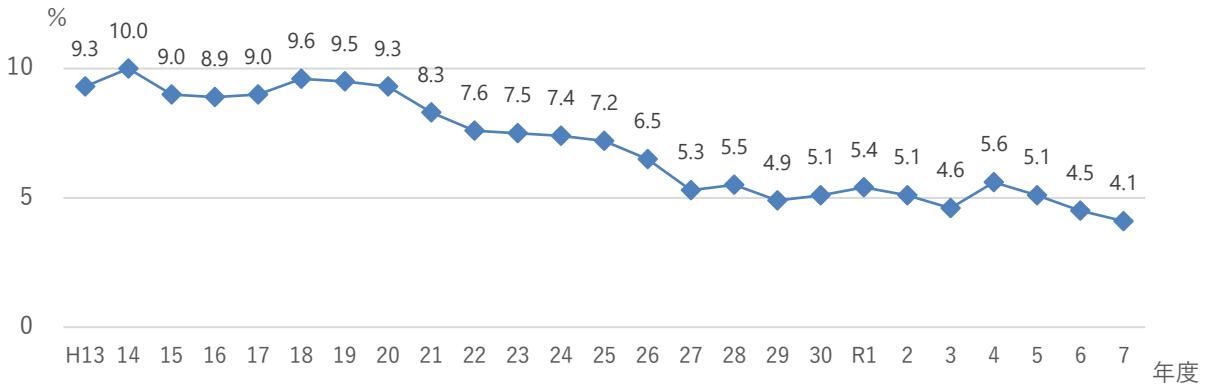
公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、一般財源の総額に対して、公債費（借入金の返済）に充てている一般財源の割合を示したものです。この比率が高くなると、財政硬直化の兆候といえます。一般的に15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号と言われています。地方債を発行する際には後年度負担の増加に十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。

5.2.1　公債費負担比率の推移

令和7年度は4.1％で前年度に比べて0.4ポイント下がりました。近年は減少傾向で推移していますが、大規模公共施設の更新等により借入が増えるため、今後は上昇していく見込みです。

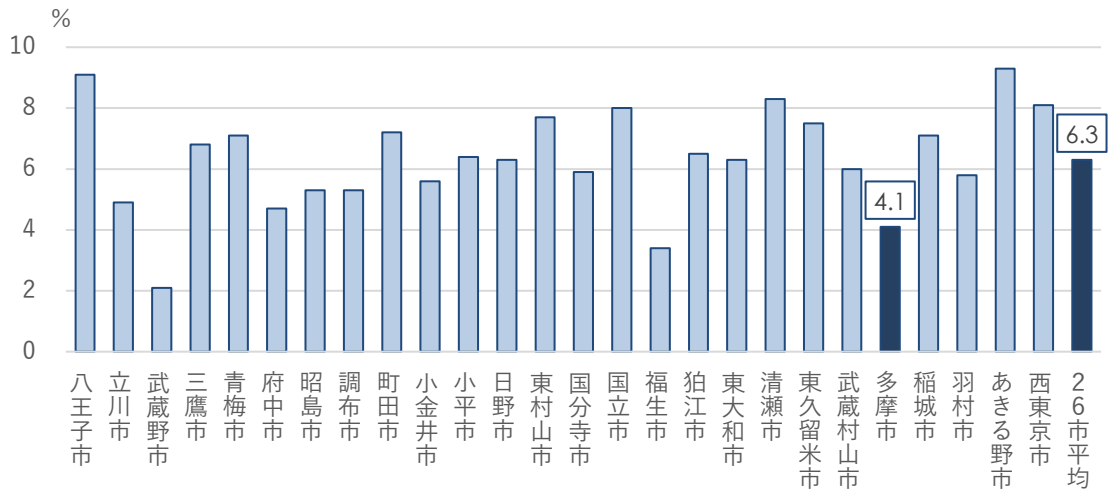
○　計算式

$$公債費負担比率＝\frac{公債費充当一般財源(1,837,075千円)}{一般財源総額(44,357,077千円)}\times 100$$



5.2.2　26市の公債費負担比率

公債費負担比率は26市中3番目に低い数値となっています。



5　財政指標

5.3　経常収支比率

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうち、どんな経費にも充てることができる一般財源（経常一般財源）がどの程度経常的な支出（経常的経費）に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみようとするものです。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充当できる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では70～80%程度が適正水準と言われていますが、多摩市のようにインフラの整った都市部ではもう少し高めの数値となります。多摩市行財政マネジメント計画・多摩市DX推進計画（令和6～9年度）では、決算時91%以下を目標として設定しながら、市民サービスの向上や財政運営の改善に努めています。

※経常的経費…職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、継続して支出する固定的な経費を経常的経費といいます。

○　現在の算定方式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額+減税補てん債＋臨時財政対策債}} \times 100$$

※平成13年度から減税補てん債と臨時財政対策債を分母に加えて算定する方式に変わりました。18年度に減税補てん債が終了し、25年度からは国の制度改正に伴い、普通交付税の不交付団体は臨時財政対策債の借り入れができなくなったため、従来の方式と現在の方式の数値は等しくなります。

5.3.1　経常収支比率の推移

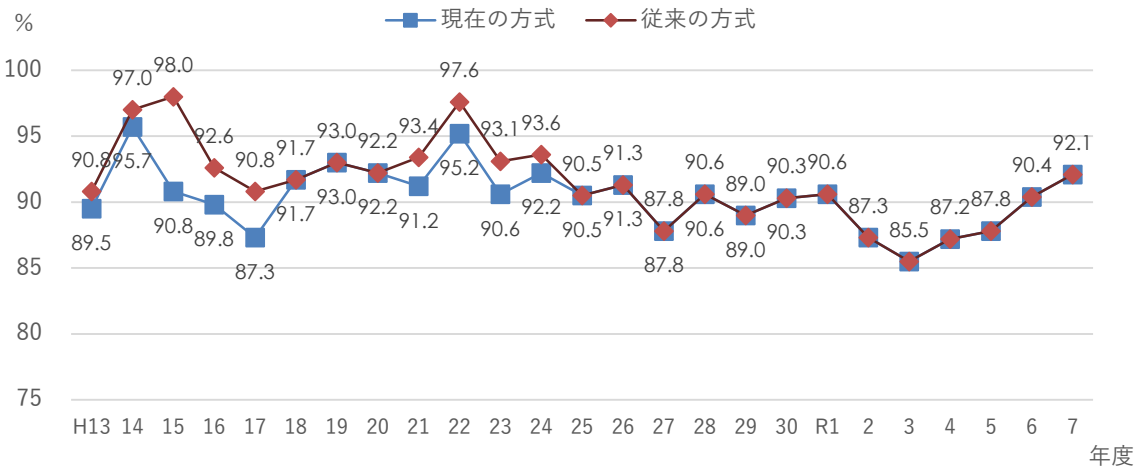
多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、平成14年度は95.7%と非常に高い数値となりましたが、「多摩市行財政再構築プラン」による歳出の見直しなどにより改善に向かいました。その後、再び90%を超え、平成22年度には95.2%と平成14年度の状況に近づきましたが、平成23年度以降は改善傾向にありましたが、令和7年度は目標値の91%以下を達成できませんでした。

多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が急激に増加する見通しが困難な中で、新たな財政需要に応えていくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

令和7年度の経常収支比率は92.1%で、前年度より1.7ポイント上昇しました。

分母の経常一般財源総額では、法人市民税が一部法人の申告が見込みを下回ったことにより減少したものの、個人市民税がふるさと納税による流出の影響により減があった一方で、前年度にあった定額減税の影響がなくなったこと及び個人所得の増により、総額で7.7億円増加し、2.1ポイント改善しました。

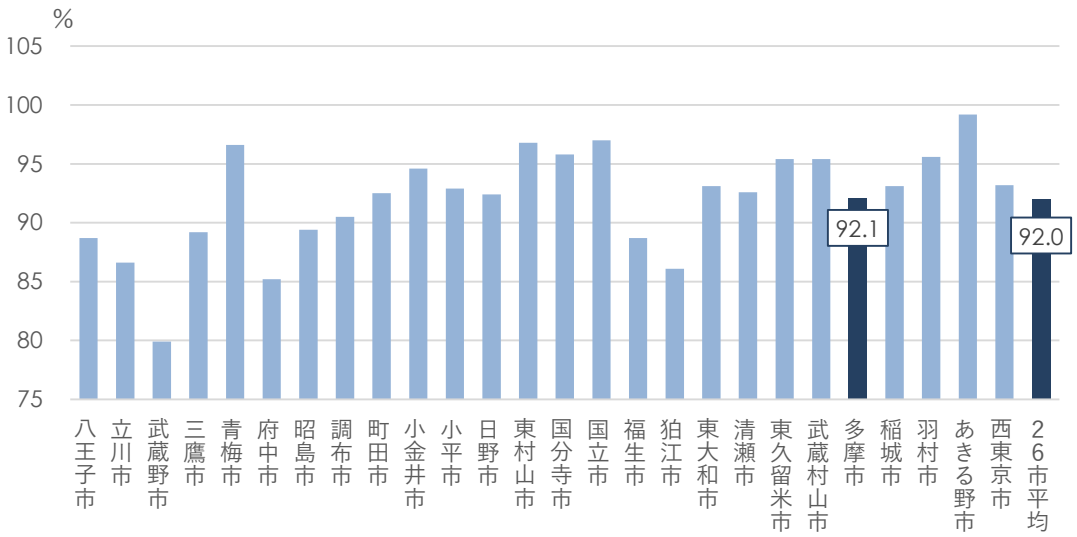
一方、分子の経常的経費充当一般財源は、物価高騰や人件費単価の上昇等による物件費の増加や一部事務組合負担金の増加（補助費等）により、総額で13.1億円増加し、4.1ポイント分上昇しました。



5　財政指標

5.3.2　26市の経常収支比率

令和7年度の多摩市の経常収支比率は92.1%で、26市との比較では10位となり平均値92.0%に対し0.1ポイント高い結果となりました。なお、算定方式は臨時財政対策債が計算の分母に加わるため、臨時財政対策債発行額の多寡により、数値が大きく変動します。

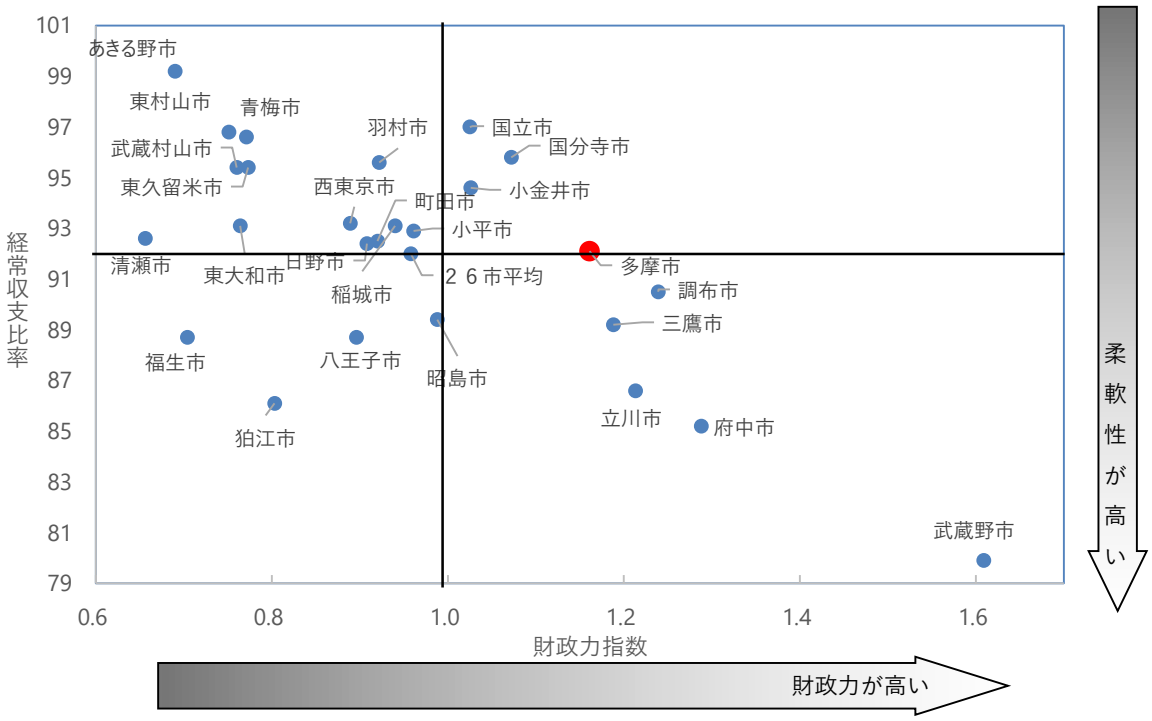


5.3.3　26市の経常収支比率・財政力指数の関係

令和7年度の各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、26市の中で財政力は高く（良く）、経常収支比率も平均より高く（悪く）なっています。

今後、多摩市が経常収支比率を平均より低く（良く）していくためには、人件費、公債費などの義務的経費のほか、各種事業や施設の維持管理に係る経常的経費をより一層見直すとともに、新たな歳入の確保が必要です。



5　財政指標

〔コラム〕経常収支比率について

　経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費などの経常的経費が、毎年度見込める一般財源（経常一般財源）のどの程度を占めるかを示す指標です。数値が高いほど新たな行政需要に対応する余力が小さいことを意味します。また、現在のサービス水準を支えるために一般財源（経常一般財源）をどれだけ使い切っているかを示し、財政運営の持続可能性を評価する手掛かりとなります。自治体ごとに提供するサービスが異なるなど財政状況は複雑ですが、経常収支比率は全国統一基準で算出されるため、自治体の財政状況を他団体と比較しやすくなります。

　自治体が独自サービスを拡大すれば、職員配置や補助制度などの経常的経費が増え、経常収支比率に反映されることがあります。したがって、この指標は自治体の財政力の違いを見るだけでなく、それぞれの自治体がどのような政策を選び、その結果として財政にどのような影響が出たかを比べる指標にもなります。

5　財政指標

5.4　健全化判断比率等

平成18年度に話題となった地方自治体の破綻などを受け、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、①分かりやすい指標を作り、②普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、③財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では各指標の算定と公表だけが義務付けられましたが、平成20年度決算からは算定した指標が基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務が生じます。

5.4.1　健全化判断比率

令和7年度決算に基づき算定した多摩市の健全化判断比率（４指標）は、平成19～令和6年度決算に引き続き、４指標全てにおいて早期健全化基準を下回っており、健全性が保たれています。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市　算定数値	－	－	2.2	－
早期健全化基準 ※1	11.60	16.60	25.00	350.00
財政再生基準　※2	20.00	30.00	35.00	

・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。
・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載しています。
※１　健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。（自主的な改善努力による健全化の段階）
※２　健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。（国等の関与による確実な再生の段階）

5.4.2　資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる公営企業会計は、下水道事業会計のみです。

下水道事業会計の令和7年度決算は、平成19～令和6年度決算と同様に「資金の不足額」が生じていないため、資金不足比率は「－」となり経営健全化基準を下回っています。

	特別会計の名称	資金不足比率（％）	事業の規模
多摩市　算定数値	下水道事業会計	－	2,330,520千円
経営健全化基準 ※3		20.0	

・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第15号を基に作成しています。
・資金の不足額がない場合は、「－」を記載しています。
・事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第１号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載しています。
※３　資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

5　財政指標

5.4.3　健全化判断比率等の概要について

ア．　実質赤字比率（一般会計等の実質赤字の比率）について

(ｱ)　算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等　…多摩市では一般会計のみが該当（平成20年度までは受託水道事業特別会計が該当）
○実質赤字額　…繰上充用額　＋（支払繰延額＋事業繰越額）

(ｲ)　令和7年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません。（実質収支額は黒字の1,936,222千円）
実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載しています。

イ．　連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）について

(ｱ)　算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\{(\text{イ}+\text{ロ}) - (\text{ハ}+\text{ニ})\}}{\text{標準財政規模}}$$

○全ての会計…多摩市の全会計、一般会計と3つ（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計（平成25年度までは介護保険サービス事業も該当）及び公営企業の特別会計（下水道事業会計）が該当
○連結実質赤字額…イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額
・イ…一般会計及び公営企業（下水道事業会計）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
・ロ…公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
・ハ…一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
・ニ…公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(ｲ)　令和7年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。（実質収支額の合計　15,561,577千円）連結実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載しています。

ウ．　実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）について

(ｱ) 算定方法

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{(\text{地方債の元利償還金}+\text{準元利償還金}) - (\text{特定財源}+\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○準元利償還…イからホまでの合計額
・イ …満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額
・ロ…一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
・ハ…組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
・ニ…債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
・ホ…一時借入金の利子
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額…地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(ｲ)　令和7年度決算に基づく算定数値

・各年度ごと（単年度）の実質公債費比率

R5年度	…	1.43%	3ヵ年平均（「3ヵ年の合計」÷3で、小数点以下第2位を切り捨て）
R6年度	…	3.70%	**2.2%**
R7年度	…	1.75%	

5　財政指標

エ，　将来負担比率（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）について

(ｱ)　算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額…　イからチまでの合計額
- イ …一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ…債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費等に係るもの）
- ハ…一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ…当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ…退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ…地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト…連結実質赤字額
- チ…組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額…　イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
○特定財源見込額…　イからニまでの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額
○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
…地方交付税法の規定により、イからニまでに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(ｲ)　令和7年度決算に基づく算定数値

将来負担額（イからチまでの合計額14,999,622千円）に対して、そこから差し引く「充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は31,071,560千円であり、計算上の分子（将来負担）がマイナスになるため、判断比率は「－」を記載しています。

オ，　資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足の比率）について

(ｱ)　算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額…（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額
○解消可能資金不足額…事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。（多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません）
○事業の規模…営業収益の額 － 受託工事収益の額

(ｲ)　令和7年度決算に基づく算定数値

下水道事業会計では、「資金不足額」は生じていません。（剰余額　13,053,693千円）
資金の不足額がないため、資金不足比率は「－」を記載しています。

5　財政指標

〔コラム〕実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると…

財政健全化法に伴う財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）算定において、令和7年度決算に基づく数値では、5つの指標のうち4つが「－（算定不可）」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額（剰余額・黒字額）等を利用して財政指標を算定してみますと

実質赤字比率	「－」	⇒	△　5.47%	（△6.20%）
連結実質赤字比率	「－」	⇒	△ 44.01%	（△43.76%）
実質公債費比率	2.2%	⇒	2.2%	（2.9%）
将来負担比率	「－」	⇒	△　46.4%	（△ 43.2% ）
資金不足比率（下水）	「－」	⇒	Δ 560.1%	（△ 552.7% ）

と、マイナスの指数になります。　　（　）は前年度数値

実質赤字比率や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余額が多かったということではありますが、一般的に「実質収支比率（標準財政規模に対する実質収支額の割合）は3～5%程度が望ましい」と言われていることからも、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど良いという指標ではありません。

一方、実質公債費比率と将来負担比率は、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど公債費や将来負担額の比重が軽く、財政の健全性が高いといえます。

総務省から算定結果が公表されている令和６年度決算に基づく実質公債費比率、将来負担比率を他団体と比較すると、実質公債費比率は、東京都市町村の平均より数値が高くなりましたが、全国平均よりは低く、また、将来負担比率も、全国平均よりも数値が低くなっており、「多摩市の財政は健全性が高い」ということが確認できます。

（参考）令和６年度決算に基づく健全化判断比率の他団体との比較

	多摩市 令和６年度決算に基づく算定結果	各指標の平均値		早期健全化基準を超える団体の数	
		全国の 市区町村	東京都 市町村	全国 （都道府県を含む）	東京都 市町村
実質赤字比率	△6.20%			なし	なし
連結実質赤字比率	△43.76%			なし	なし
実質公債費比率	2.9%	5.6%	1.6%	1団体	なし
将来負担比率	△43.2%	6.2%		なし	なし

5　財政指標

（参考）決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します

※平成20年度の決算統計から「臨時財政対策債発行可能額」が「標準財政規模」のうち数に改められたため、健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」と決算統計における「標準財政規模」は一致するようになりました。

ア．　実質赤字比率

$$実質赤字比率 = \frac{一般会計等の実質赤字額\ \{繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)\}}{標準財政規模}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{35,352,673} = \boxed{なし}$$

○一般会計等　⇒　多摩市では一般会計のみが該当

○標準財政規模　35,352,673

○繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額　0
⇒ 繰上充用は行っていない

○支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額　0
⇒ 支払繰延額はない

○事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額　0
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない

イ．　連結実質赤字比率

$$連結実質赤字比率 = \frac{(イ+ロ)が(ハ+ニ)を超える場合の、当該超える額}{標準財政規模}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (2,507,884 + 13,053,693)}{35,352,673} = \boxed{なし}$$

○標準財政規模　35,352,673

（イ）一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額　0
⇒ 対象となる会計は一般会計と３つ（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計。全ての会計において実質赤字額なし

（ロ）公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額　0
⇒ 対象となる会計は下水道事業会計。資金不足額なし

（ハ）一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額　2,507,884
⇒ 対象となる会計は上記(イ)と同じ。４つの会計の実質黒字（実質収支額）の合計額

（ニ）公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額　13,053,693
⇒ 対象となる会計は上記(ロ)と同じ。下水道事業会計の資金剰余額（実質収支額）

※単位はすべて千円

5　財政指標

ウ．　実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模　－　（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \text{　の3ヵ年平均}$$

R5年度　＝　（　2,293,370　）－（　1,831,480　）／（　33,366,803　）－（　1,064,643　）　＝　**1.42990%**

R6年度　＝　（　2,695,866　）－（　1,473,386　）／（　33,981,019　）－（　902,979　）　＝　**3.69574%**

R7年度　＝　（　2,086,048　）－（　1,479,570　）／（　35,352,673　）－（　761,459　）　＝　**1.75327%**

3ヵ年平均　＝　**2.2%**

（小数点以下第二位を切り捨てで表示）

	R5決算	R6決算	R7決算
○元利償還金（繰上償還額等を除く）	2,083,643	1,875,097	1,839,339
⇒ 一般会計歳入歳出決算書の数値			
○準元利償還金　⇒　下記(イ)～(ホ)の合計額			
（イ）満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における１年当りの元金償還金相当額	0	0	0
⇒ 満期一括の地方債償還額なし			
（ロ）一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	26,941	22,074	15,032
⇒ 下水道事業会計への繰出金（地方債償還・雨水分）			
（ハ）組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	1,105	1,077	1,506
⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分			
（ニ）債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	181,681	797,618	230,171
⇒ 資源化センター用地買戻し分など			
（ホ）一時借入金の利子	0	0	0
⇒ 一時借入金の借入なし			
○標準財政規模	33,366,803	33,981,019	35,352,673
○特定財源	766,837	570,407	718,111
⇒ 東京都補助金（ﾆｭｰﾀｳﾝ財政補完）＋市営住宅使用料の一部＋元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額 ※東京都補助金（ﾆｭｰﾀｳﾝ財政補完）は令和５年度で終了			
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,064,643	902,979	761,459
⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額			

※単位はすべて千円

5　財政指標

エ.　将来負担比率

$$将来負担比率 = \frac{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}{標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額}$$

$$= \frac{14,999,622 - (21,934,833 + 4,475,118 + 4,661,609)}{35,352,673 - 761,459} =$$

なし

○将来負担額　⇒　下記(イ)～(チ)の合計額

（イ）一般会計等の地方債現在高　12,208,812

⇒ 主要施策の成果説明書の令和6年度末地方債残高を使用

（ロ）債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費等に係るもの）　266,365

⇒ 普通会計（決算統計）の令和6年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額

（ハ）一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額　51,024

⇒ 下水道事業会計の雨水負担分

（ニ）当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額　3,538

⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額（東京たま広域資源循環組合）

（ホ）退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額　2,469,883

⇒ 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額

（ヘ）設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額　0

⇒ 該当なし

（ト）連結実質赤字額　0

⇒ 該当なし

（チ）組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額　0

⇒ 該当なし

○充当可能基金額　21,934,833

⇒ 一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上記(イ)～(ヘ)の償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金残高合計額

○特定財源見込額　4,475,118

⇒ 上記(イ)～(ニ)の償還額等に充てることができる特定の歳入見込で、市営住宅使用料の一部＋都市計画税収入額の一部を算入

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額　4,661,609

⇒ 地方交付税法の規定により、(イ)～(ニ)に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

○標準財政規模　35,352,673

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額　761,459

⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

※単位はすべて千円

5　財政指標

オ.　資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）} - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$$

$$= \frac{（\ 503,259 + 0 - 13,556,952\ ） - 0}{2,330,520 - 0} = \boxed{\text{なし}}$$

※多摩市で該当となる会計は、下水道事業会計のみ

○流動負債　503,259

⇒ 貸借対照表　負債の部　流動負債合計から企業債等を控除した額

○建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高　0

⇒ 該当なし

○流動資産　13,556,952

⇒ 貸借対照表　資産の部　流動資産合計

○解消可能資金不足額　＝事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。　0

⇒ 資金不足額が生じていないため算定せず

○営業収益の額　2,330,520

⇒ 損益計算書　営業収益の額

○受託工事収益の額　0

⇒ 該当なし

※単位はすべて千円

令和7年度　多摩市の財政状況（決算の概要）

印刷物番号　8-15
編集　多摩市企画政策部財政課
〒206-8666
東京都多摩市関戸六丁目12番地1
℡042（338）6814
発行　令和8年8月
印刷　庁内印刷